

伊豆の国市地域防災計画

【地震対策編】

目 次

第1章 総則

第1節 計画の主旨	105
第2節 予想される災害	106
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	119

第2章 平常時対策

第1節 防災思想の普及	126
第2節 自主防災活動	129
第3節 地震防災訓練の実施	132
第4節 地震災害予防対策の推進	135

第3章 地震防災施設緊急整備計画

第1節 地震防災施設の整備方針	143
第2節 地震対策緊急整備事業計画	145

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	148
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	148
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	149

第4－2章 地震防災応急対策（発災前の対策を含む）

第1節 防災関係機関の活動	152
第2節 情報活動	156
第3節 広報活動	157
第4節 自主防災活動	158
第5節 緊急輸送活動	160
第6節 自衛隊の支援	161
第7節 避難活動	161
第8節 社会秩序を維持する活動	164
第9節 交通の確保活動	165
第10節 地域への救援活動	166
第11節 市有施設設備の防災措置	168
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置	170
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	174
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	178

第5章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動	180
第2節 情報活動	183

《 伊豆の国市地域防災計画 地震対策編 》

第 3 節	広報活動	185
第 4 節	緊急輸送活動	186
第 5 節	広域応援要請	188
第 6 節	災害の拡大及び二次災害防止活動	190
第 7 節	避難活動	193
第 8 節	社会秩序を維持する活動	196
第 9 節	交通の確保対策	197
第 10 節	地域への救援活動	200
第 11 節	学校における災害応急対策及び応急教育	207
第 12 節	被災者の生活再建等への支援	209
第 13 節	市有施設及び設備等の対策	210
第 14 節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	211
第 15 節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	213
 第 6 章 復旧・復興対策		
第 1 節	防災関係機関の活動	215
第 2 節	激甚災害の指定	217
第 3 節	震災復興計画の策定	218
第 4 節	復興財源の確保	218
第 5 節	震災復興基金の設立	219
第 6 節	復旧事業の推進	219
第 7 節	市の復興	220
第 8 節	被災者の生活再建支援	221
第 9 節	地域経済復興支援	223
 第 7 章 南海トラフ地震臨時情報への対応		
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	225
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等、災害に関する会議等の設置	225
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等、災害対策本部の設置等	225

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び住民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「伊豆の国市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所及び住民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。計画編の構成は次の6章による。

- (1) 第1章 総則
この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2章 平常時対策
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
- (3) 第3章 地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- (4) 第4章 地震防災応急対策
南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで又は発生するおそれがなくまるまでの間に行うべき対策を示す。
- (5) 第5章 災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。
- (6) 第6章 復旧・復興対策
災害応急対策に一定のめどが立った後の復旧・復興の対策を示す。

第2節 予想される災害

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震である。また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。このほか山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的な知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

地震によって、市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるのかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、本市において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点でも化学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものである。

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち、元禄16（170年）元禄関東地震は対象12年（1923年）対象関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下型のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この計算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質や地盤や地番、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

これらの結果を基に地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び炎症火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

ア 地震予知がなく地震が発生した場合

（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約 60	約 4,400	約 171,000	約 60	約 4,400	約 171,000	約 60	約 4,400	約 171,000
	半壊	約 700	約 26,000	約 165,000	約 700	約 26,000	約 163,000	約 700	約 26,000	約 156,000
液状化	全壊	約 100	約 600	約 1,800	約 100	約 600	約 1,800	約 100	約 600	約 1,800
	半壊	約 500	約 2,400	約 6,400	約 500	約 2,400	約 6,300	約 500	約 2,400	約 6,100
人工造成地	全壊	－	－	約 17,000	－	－	約 17,000	－	－	約 17,000
	半壊	－	－	約 51,000	－	－	約 51,000	－	－	約 51,000
津波	全壊	－	約 1,500	約 2,400	－	約 1,500	約 2,400	－	約 1,500	約 2,400
	半壊	－	約 1,800	約 4,900	－	約 1,800	約 4,900	－	約 1,800	約 4,900
山・崖崩れ	全壊	約 30	約 400	約 2,500	約 30	約 400	約 2,500	約 30	約 400	約 2,500
	半壊	約 60	約 1,000	約 5,800	約 60	約 1,000	約 5,800	約 60	約 1,000	約 5,800
火災	焼失	－	約 30	約 22,000	－	約 40	約 28,000	－	約 700	約 66,000
建物棟数		24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505
建物被害	全壊及び焼失	約 200	約 7,000	約 217,000	約 200	約 7,000	約 223,000	約 200	約 7,700	約 260,000
	半壊	約 1,300	約 32,000	約 233,000	約 1,300	約 32,000	約 232,000	約 1,300	約 32,000	約 224,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 1%	約 2%	約 15%	約 1%	約 2%	約 16%	約 1%	約 2%	約 18%
	半壊	約 5%	約 7%	約 16%	約 5%	約 7%	約 16%	約 5%	約 7%	約 16%

「－」：被害わずか

注） ・ 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある

・ 全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・ 半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（その他の被害） （県全体の数値を示す）

ブロック塀等転倒数	約 23,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟

≪ 伊豆の国市地域防災計画 地震対策編 ≫

イ 地震予知があり地震が発生した場合

(単位：棟)

項目	被害区分	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約 60	約 4,400	約 171,000
	半壊	約 700	約 26,000	約 169,000
液状化	全壊	約 100	約 600	約 1,800
	半壊	約 500	約 2,400	約 6,500
人工造成地	全壊	－	－	約 17,000
	半壊	－	－	約 51,000
津波	全壊	－	約 1,500	約 2,400
	半壊	－	約 1,800	約 5,000
山・崖崩れ	全壊	約 30	約 400	約 2,500
	半壊	約 60	約 1,000	約 5,800
火災	焼失	－	約 10	約 2,500
建物棟数		24,275	443,260	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約 200	約 6,900	約 197,000
	半壊	約 1,300	約 32,000	約 237,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 1%	約 2%	約 14%
	半壊	約 5%	約 7%	約 17%

「－」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が画数値の和に一致しない場合がある。
- ・全壊：災害の被害民定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

ア 地震予知がなく地震が発生した場合

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
			伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	－ (－)	約 60 (約 20)	約 5,500 (約 700)	－ (－)	約 30 (約 10)	約 2,700 (約 500)	－ (－)	約 50 (約 20)	約 4,300 (約 500)
		重傷者数	約 10 (－)	約 400 (約 100)	約 19,000 (約 2,600)	約 20 (－)	約 800 (約 100)	約 30,000 (約 2,100)	10 (－)	約 500 (約 60)	約 19,000 (約 1,600)
		軽傷者数	約 100 (約 20)	約 4,700 (約 600)	約 49,000 (約 9,700)	約 100 (約 10)	約 4,200 (約 500)	約 52,000 (約 7,800)	100 (10)	約 3,800 (約 500)	約 42,000 (約 7,600)
津波	早期避難 率高+呼びかけ	死者数	－	約 3,500	約 7,400	－	約 1,300	約 2,500	－	約 1,700	約 3,200
		重傷者数	－	約 80	約 400	－	約 30	約 100	－	約 40	約 200
		軽傷者数	－	約 200	約 800	－	約 60	約 300	－	約 90	約 400
	早期避難 率低	死者数	－	約 4,400	約 9,000	－	約 2,800	約 5,700	－	約 3,600	約 7,300
		重傷者	－	約 100	約 500	－	約 70	約 400	－	約 90	約 400
		軽傷者	－	約 200	約 1,000	－	約 100	約 700	－	約 200	約 900
山・崖崩れ		死者数	－	約 40	約 200	－	約 20	約 90	－	約 30	約 200
		重症者数	－	約 20	約 100	－	約 10	約 60	－	約 20	約 100
		軽傷者数	－	約 20	約 100	－	約 10	約 60	－	約 20	約 100
火災		死者数	－	－	約 800	－	－	約 500	－	－	約 2,100
		重症者数	－	－	約 600	－	－	約 600	－	約 10	約 1,400
		軽傷者数	－	－	約 1,200	－	－	約 1,600	－	約 30	約 3,700
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	－	－	－	－	－	約 10	－	－	約 20
		重傷者数	－	－	約 10	－	約 10	約 100	－	約 20	約 200
		軽傷者数	－	－	約 10	－	約 10	約 200	－	約 20	約 400
死傷者 数 合 計	早期避難 率高+呼びかけ	死者数	－	約 3,600	約 14,000	－	約 1,300	約 5,900	－	約 1,800	約 9,900
		重傷者数	約 10	約 600	約 20,000	約 20	約 900	約 31,000	約 10	約 600	約 21,000
		軽傷者数	約 100	約 4,900	約 51,000	約 100	約 4,300	約 54,000	約 100	約 4,000	約 47,000
	早期避難 率低	死者数	－	約 4,500	約 16,000	－	約 2,800	約 9,000	－	約 3,600	約 14,000
		重傷者数	約 10	約 600	約 20,000	約 20	約 900	約 31,000	約 10	約 600	約 21,000
		軽傷者数	約 100	約 5,000	約 51,000	約 100	約 4,400	約 54,000	約 100	約 4,100	約 47,000
自立脱出困難者 数・要救助者数		地震動	－	約 300	約 32,000	－	約 200	約 27,000	－	約 300	約 29,000
		津波	－	約 800	約 1,800	－	約 1,800	約 3,600	－	約 1,200	約 2,400

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物倒壊パターンチャートのD 5以上相当。全壊に含まれる
- ・重傷者：1 カ月以上の治療を要する負傷者
- ・継承者：1 カ月未満の治療を要する負傷者

イ 地震予知があり地震が発生した場合

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒、 屋内落下 物)	死者数	－ (－)	約20 (－)	約1,600 (約100)	－ (－)	約10 (－)	約800 (約100)	－ (－)	約10 (－)	約1,200 (約100)
	重傷者数	－ (－)	約100 (約30)	約5,300 (約600)	約10 (－)	約200 (約20)	約8,700 (約400)	－ (－)	約100 (約10)	約5,500 (約400)
	軽傷者数	約40 (－)	約1,400 (約100)	約14,000 (約2,100)	約40 (－)	約1,200 (約100)	約15,000 (約1,700)	約30 (－)	約1,100 (約100)	約12,000 (約1,700)
津波	死者数	－	約500	約1,000	－	約300	約700	－	約400	約800
	重傷者数	－	約10	約60	－	約10	約40	－	約10	約50
	軽傷者数	－	約30	約100	－	約20	約80	－	約20	約100
山・崖崩れ	死者数	－	－	約30	－	－	約10	－	－	約20
	重傷者数	－	－	約20	－	－	約10	－	－	約10
	軽傷者数	－	－	約20	－	－	約10	－	－	約10
火災	死者数	－	－	約30	－	－	約10	－	－	約20
	重傷者数	－	－	約20	－	－	約50	－	－	約50
	軽傷者数	－	－	約100	－	－	約100	－	－	約100
ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－	－	－	－	約10	－	－	約10
	軽傷者数	－	－	－	－	－	約10	－	－	約20
死傷者数合 計	死者数	－	約500	約2,700	－	約300	約1,500	－	約400	約2,100
	重傷者数	－	約100	約5,400	約10	約200	約8,800	－	約200	約5,600
	軽傷者数	約40	約1,400	約14,000	約40	約1,200	約15,000	約30	約1,100	約12,000
自立脱出困 難者数・要 救助者数	地震動	－	約90	約9,100	－	約60	約7,900	－	約80	約8,300
	津波	－	約100	約200	－	約200	約400	－	約100	約300

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物倒壊パターンチャートのD 5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 カ月以上の治療を要する負傷者
- ・継承者：1 カ月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値試算を行い、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算している。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：東側ケース】（伊豆の国市において被害が最大となるケース）

ア 地震予知がなく地震が発生した場合

（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約200	約10,000	約191,000	約200	約10,000	約191,000	約200	約10,000	約191,000
	半壊	約1,300	約41,000	約178,000	約1,300	約41,000	約177,000	約1,300	約41,000	約168,000
液状化	全壊	約100	約700	約1,800	約100	約700	約1,800	約100	約700	約1,800
	半壊	約500	約2,400	約5,900	約500	約2,400	約5,800	約500	約2,300	約5,600
人工造成地	全壊	-	約10	約17,000	-	約10	約17,000	-	約10	約17,000
	半壊	-	約30	約50,000	-	約30	約50,000	-	約30	約50,000
津波	全壊	-	約5,100	約26,000	-	約5,100	約26,000	-	約5,100	約26,000
	半壊	-	約6,300	約30,000	-	約6,300	約29,000	-	約6,300	約27,000
山・崖崩れ	全壊	約40	約600	約2,700	約40	約600	約2,700	約40	約600	約2,700
	半壊	約100	約1,300	約6,300	約100	約1,300	約6,300	約100	約1,300	約6,300
火災	焼失	-	約60	約19,000	-	約70	約24,000	約10	約3,800	約66,000
建物棟数		24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約300	約17,000	約257,000	約300	約17,000	約262,000	約300	約20,000	約304,000
	半壊	約1,900	約51,000	約270,000	約1,900	約51,000	約268,000	約1,900	約50,000	約257,000
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約4%	約18%	約1%	約4%	約18%	約1%	約5%	約21%
	半壊	約8%	約12%	約19%	約8%	約12%	約19%	約8%	約11%	約18%

「-」：被害わずか

注） ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（その他の被害）

（県全体の数値を示す）

ブロック塀等転倒数	約 25,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約 58,000 棟

《 伊豆の国市地域防災計画 地震対策編 》

イ 地震予知があり地震が発生した場合

(単位：棟)

項目	被害区分	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約200	約10,000	約191,000
	半壊	約1,300	約41,000	約181,000
液状化	全壊	約100	約700	約1,800
	半壊	約500	約2,400	約6,000
人工造成地	全壊	-	約10	約17,000
	半壊	-	約30	約50,000
津波	全壊	-	約5,100	約26,000
	半壊	-	約6,300	約31,000
山・崖崩れ	全壊	約40	約600	約2,700
	半壊	約100	約1,300	約6,300
火災	焼失	-	約20	約2,200
建物棟数		24,275	443,260	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約300	約17,000	約240,000
	半壊	約1,900	約51,000	約274,000
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約4%	約17%
	半壊	約8%	約12%	約19%

「-」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある
- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 - ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

ア 地震予知がなく地震が発生した場合

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
			伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊(うち屋 内収容物移動・転 倒、屋内落下物)		死者数	－ (－)	約100 (約40)	約6,000 (約700)	－ (－)	約60 (約20)	約3,000 (約500)	－ (－)	約100 (約30)	約4,700 (約500)
		重傷者	約20 (－)	約1,000 (約200)	約21,000 (約2,700)	約50 (－)	約1,600 (約200)	約34,000 (約2,200)	約20 (－)	約1,000 (約100)	約21,000 (約1,700)
		軽傷者	約200 (約20)	約7,700 (約900)	約53,000 (約10,000)	約200 (約20)	約6,300 (約700)	約55,000 (約8,300)	約200 (約20)	約6,000 (約700)	約45,000 (約8,100)
津 波	早期避難 率高+呼び かけ	死者数	－	約9,700	約65,000	－	約3,600	約31,000	－	約4,500	約36,000
		重傷者数	－	約300	約2,300	－	約40	約900	－	約50	約1,100
		軽傷者数	－	約500	約4,500	－	約70	約1,800	－	約100	約2,100
	早期避難 率低	死者数	－	約15,000	約95,000	－	約8,300	約62,000	－	約10,000	約72,000
		重傷者数	－	約600	約4,000	－	約300	約2,500	－	約400	約2,900
		軽傷者数	－	約1,300	約7,700	－	約500	約4,800	－	約700	約5,500
山・崖崩れ		死者数	－	約50	約200	－	約20	約100	－	約40	約200
		重傷者数	－	約30	約200	－	約10	約60	－	約20	約100
		軽傷者数	－	約30	約200	－	約10	約60	－	約20	約100
火災		死者数	－	－	約600	－	－	約400	－	約10	約1,600
		重傷者数	－	－	約400	－	－	約500	－	約60	約1,300
		軽傷者数	－	－	約900	－	－	約1,300	－	約200	約3,400
ブロック塀の転 倒、屋外落下物		死者数	－	－	－	－	約10	－	－	約20	
		重傷者数	－	－	約10	－	約10	約100	－	約30	約200
		軽傷者数	－	－	約20	－	約20	約200	－	約40	約400
死 傷 者 数 合 計	早 期 避 難 率高+呼び かけ	死者数	約10	約9,900	約72,000	－	約3,700	約34,000	－	約4,600	約42,000
		重傷者数	約20	約1,300	約23,000	約50	約1,600	約35,000	約30	約1,200	約24,000
		軽傷者数	約200	約8,300	約58,000	約200	約6,400	約59,000	約200	約6,400	約51,000
	早 期 避 難 率低	死者数	約10	約15,000	約102,000	－	約8,400	約65,000	－	約11,000	約78,000
		重傷者数	約20	約1,700	約25,000	約50	約1,900	約37,000	約30	約1,500	約26,000
		軽傷者数	約200	約9,000	約62,000	約200	約6,900	約62,000	約200	約7,000	約55,000
自立脱出困難者 数・要救助者数		地震動	約10	約700	約33,000	－	約500	約29,000	約10	約600	約30,000
		津波	－	約4,900	約23,000	－	約6,300	約33,000	－	約5,300	約26,000

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD 5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1カ月以上の治療を要する負傷者

・継承者：1カ月未満の治療を要する負傷者

イ 地震予知があり地震が発生した場合

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊（うち 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	－ (－)	約40 (約10)	約1,700 (約200)	－ (－)	約20 (－)	約900 (約100)	－ (－)	約30 (約10)	約1,400 (約100)
	重傷者数	約10 (－)	約300 (約40)	約5,900 (約600)	約20 (－)	約500 (約40)	約9,700 (約500)	約10 (－)	約300 (約20)	約6,100 (約400)
	軽傷者数	約70 (－)	約2,200 (約200)	約15,000 (約2,200)	約60 (－)	約1,800 (約200)	約16,000 (約1,800)	約50 (－)	約1,700 (約100)	約13,000 (約1,800)
津波	死者数	－	約1,700	約11,000	－	約1,000	約7,200	－	約1,200	約8,300
	重傷者数	－	約80	約500	－	約30	約300	－	約40	約300
	軽傷者数	－	約100	約900	－	約60	約600	－	約80	約600
山・崖崩れ	死者数	－	約10	約30	－	－	約10	－	－	約20
	重傷者数	－	－	約20	－	－	約10	－	－	約10
	軽傷者数	－	－	約20	－	－	約10	－	－	約10
火災	死者数	－	－	約40	－	－	約20	－	－	約30
	重傷者数	－	－	約50	－	－	約50	－	－	約50
	軽傷者数	－	－	約100	－	－	約100	－	－	約100
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－	－	－	－	約10	－	－	約10
	軽傷者数	－	－	－	－	－	約10	－	－	約20
死傷者数合計	死亡者数	－	約1,700	約13,000	－	約1,000	約8,100	－	約1,200	約9,700
	重傷者数	約10	約400	約6,400	約20	約500	約10,000	約10	約300	約6,500
	軽傷者数	約70	約2,400	約16,000	約60	約1,900	約17,000	約50	約1,800	約14,000
自立脱出困難者数・要救助者数	地震動	－	約200	約9,500	－	約200	約8,400	－	約200	約8,800
	津波	－	約600	約2,700	－	約700	約3,800	－	約600	約3,000

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD 5 以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1 カ月以上の治療を要する負傷者

・継承者：1 カ月未満の治療を要する負傷者

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東直下型の地震のうち、本市に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約200	約10,000	約10,000	約200	約10,000	約10,000	約200	約10,000	約10,000
	半壊	約1,300	約26,000	約27,000	約1,300	約26,000	約27,000	約1,300	約26,000	約26,000
液状化	全壊	約100	約600	約800	約100	約600	約800	約100	約600	約800
	半壊	約500	約2,200	約3,100	約500	約2,200	約3,100	約500	約2,200	約3,100
人工造成地	全壊	－	約40	約40	－	約40	約40	－	約40	約40
	半壊	－	約100	約100	－	約100	約100	－	約100	約100
津波	全壊	－	約800	約900	－	約800	約900	－	約800	約900
	半壊	－	約1,600	約2,300	－	約1,600	約2,300	－	約1,600	約2,300
山・崖崩れ	全壊	約40	約400	約500	約40	約400	約500	約40	約400	約500
	半壊	約100	約1,000	約1,100	約100	約1,000	約1,100	約100	約1,000	約1,100
火災	焼失	－	約200	約200	－	約300	約300	－	約1,600	約1,600
建物被害棟数		24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約400	約12,000	約13,000	約400	約12,000	約13,000	約400	約14,000	約14,000
	半壊	約1,900	約31,000	約33,000	約1,900	約31,000	約33,000	約1,900	約31,000	約33,000
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約3%	約1%	約2%	約3%	約1%	約2%	約3%	約1%
	半壊	約8%	約7%	約2%	約8%	約7%	約2%	約8%	約7%	約2%

「－」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある
- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(その他の被害) (県全体の数値を示す。)

ブロック塀等転倒数	約 2,500 件
屋外落下物が発生する建物数	約 1,900 棟

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
			伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	－ (－)	約100 (約40)	約100 (約40)	－ (－)	約50 (約20)	約50 (約20)	－ (－)	約90 (約30)	約90 (約30)
		重傷者	約20 (－)	約1,000 (約200)	約1,100 (約200)	約30 (－)	約1,400 (約100)	約1,400 (約100)	約20 (－)	約1,000 (約100)	約1,000 (約100)
		軽傷者	約200 (約20)	約5,000 (約800)	約5,100 (約800)	約200 (約20)	約4,100 (約700)	約4,600 (約700)	約200 (約20)	約4,000 (約600)	約4,200 (約600)
津波	早期避難 率高+呼びかけ	－	－	約2,300	約2,300	－	約600	約600	－	約900	約900
		－	－	約100	約100	－	約50	約50	－	約70	約70
		－	－	約200	約200	－	約100	約100	－	約100	約100
	早期避難 率低	－	－	約2,800	約2,900	－	約1,600	約1,700	－	約2,300	約2,400
		－	－	約200	約200	－	約100	約100	－	約200	約200
		－	－	約400	約400	－	約300	約300	－	約400	約400
山・崖崩れ		死者数	－	約40	約40	－	約20	約20	－	約30	約30
		重傷者数	－	約20	約30	－	約10	約10	－	約20	約20
		軽傷者数	－	約20	約30	－	約10	約10	－	約20	約20
火災		死者数	－	－	－	－	－	－	－	約10	約10
		重傷者数	－	－	－	－	約10	約10	－	約30	約30
		軽傷者数	－	約10	約10	－	約10	約10	－	約70	約70
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		重傷者数	－	－	－	－	約20	約20	－	約30	約30
		軽傷者数	－	－	－	－	約30	約30	－	約50	約50
死者数合計	早期避難 率高+呼びかけ	死者数	約10	約2,400	約2,500	－	約700	約700	－	約1,000	約1,000
		重傷者数	約20	約1,200	約1,200	約40	約1,500	約1,500	約20	約1,200	約1,200
		軽傷者数	約200	約5,300	約5,400	約200	約4,300	約4,700	約200	約4,300	約4,500
	早期避難 率低	死者数	約10	約2,900	約3,000	－	約1,700	約1,800	－	約2,400	約2,500
		重傷者数	約20	約1,300	約1,300	約40	約1,600	約1,600	約20	約1,300	約1,300
		軽傷者数	約200	約5,400	約5,600	約200	約4,400	約4,900	約200	約4,500	約4,700
自立脱出困難者数・要救助者数		地震動	約10	約500	約600	－	約400	約400	－	約500	約500
		津波	－	約800	約900	－	約1,500	約1,800	－	約1,000	約1,200

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD 5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1カ月以上の治療を要する負傷者

・継承者：1カ月未満の治療を要する負傷者

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東直下型の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
		伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
地震動	全壊	約400	約19,000	約19,000	約400	約19,000	約19,000	約400	約19,000	約19,000
	半壊	約1,900	約39,000	約40,000	約1,900	約39,000	約39,000	約1,900	約38,000	約39,000
液状化	全壊	約100	約600	約1,000	約100	約600	約1,000	約100	約600	約1,000
	半壊	約500	約2,300	約3,700	約500	約2,300	約3,700	約500	約2,300	約3,700
人工造成地	全壊	－	約80	約80	－	約80	約80	－	約80	約80
	半壊	－	約300	約300	－	約300	約300	－	約300	約300
津波	全壊	－	約1,700	約2,400	－	約1,700	約2,400	－	約1,700	約2,400
	半壊	－	約2,000	約6,300	－	約1,900	約6,300	－	約1,900	約6,200
山・崖崩れ	全壊	約50	約500	約600	約50	約500	約600	約50	約500	約600
	半壊	約100	約1,200	約1,400	約100	約1,200	約1,400	約100	約1,200	約1,400
火災	焼失	－	約400	約400	－	約600	約600	約10	約3,700	約3,700
建物被害棟数		24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505	24,275	443,260	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約500	約22,000	約23,000	約500	約22,000	約24,000	約600	約26,000	約27,000
	半壊	約2,600	約45,000	約51,000	約2,600	約45,000	約51,000	約2,600	約44,000	約50,000
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約5%	約2%	約2%	約5%	約2%	約2%	約6%	約2%
	半壊	約11%	約10%	約4%	約11%	約10%	約4%	約11%	約10%	約4%

「－」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある
- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(その他の被害) (県全体の数値を示す。)

ブロック塀等転倒数	約 3,600 件
屋外落下物が発生する建物数	約 4,000 棟

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜			夏・昼			冬・夕		
			伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体	伊豆の国市	東部	県全体
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		死者数	－ (－)	約200 (約70)	約200 (約70)	－ (－)	約100 (約40)	約100 (約40)	－ (－)	約200 (約50)	約200 (約50)
		重傷者	約40 (約10)	約1,900 (約300)	約1,900 (約300)	約80 (－)	約2,300 (約200)	約2,300 (約200)	約40 (－)	約1,800 (約200)	約1,800 (約200)
		軽傷者	約400 (約30)	約7,800 (約1,200)	約7,900 (約1,300)	約300 (約20)	約6,100 (約1,000)	約6,600 (約1,000)	約300 (約20)	約4,500 (約1,000)	約4,900 (約1,000)
津波	早期避難	－	－	約4,400	約4,700	－	約1,300	約1,400	－	約1,800	約1,900
	率高+呼びかけ	－	－	約100	約100	－	約50	約60	－	約70	約70
		－	－	約300	約300	－	約100	約100	－	約100	約100
	早期避難	－	－	約4,600	約5,700	－	約2,900	約3,500	－	約3,900	約4,700
	率低	－	－	約200	約300	－	約100	約200	－	約200	約300
		－	－	約300	約500	－	約300	約400	－	約300	約500
山・崖崩れ		死者数	－	約50	約50	－	約20	約20	－	約40	約40
		重傷者数	－	約30	約30	－	約10	約10	－	約20	約20
		軽傷者数	－	約30	約30	－	約10	約10	－	約20	約20
火災		死者数	－	約10	約10	－	－	－	－	約20	約20
		重傷者数	－	－	－	－	約10	約10	－	約60	約60
		軽傷者数	－	約20	約20	－	約30	約30	－	約200	約200
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		重傷者数	－	－	－	－	約30	約30	－	約40	約40
		軽傷者数	－	－	－	－	約40	約40	－	約90	約90
死傷者数合計	早期避難	死者数	約10	約4,700	約5,000	－	約1,400	約1,500	約10	約2,000	約2,100
	率高+呼びかけ	重傷者数	約40	約2,100	約2,100	約80	約2,400	約2,400	約50	約2,000	約2,000
		軽傷者数	約400	約8,100	約8,300	約300	約6,200	約6,800	約300	約4,900	約5,300
	早期避難	死者数	約10	約4,900	約6,000	－	約3,000	約3,600	約10	約4,100	約4,900
	率低	重傷者数	約40	約2,100	約2,200	約80	約2,500	約2,600	約50	約2,100	約2,200
		軽傷者数	約400	約8,100	約8,500	約300	約6,400	約7,200	約300	約5,100	約5,700
自立脱出困難者数・要救助者数		地震動	約20	約1,100	約1,100	約10	約800	約800	約20	約1,000	約1,000
		津波	－	約1,600	約2,300	－	約3,400	約5,100	－	約2,200	約3,200

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD 5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1カ月以上の治療を要する負傷者

・継承者：1カ月未満の治療を要する負傷者

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

伊豆の国市及び防災関係機関が、南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市、県、市の地域を直轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という）を作成すべき者は、それぞれ、南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 伊豆の国市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震に関する情報、警戒宣言、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防、その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策

の準備及び実施

- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（伊豆中央警察署）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

4 駿東伊豆消防本部

- (1) 消防、その他の応急措置
- (2) 被災者の救護、救助その他保護
- (3) 地震防災応急計画の作成指導

5 防災関係機関

- (1) 指定地方行政機関（資料編 1－1－1）

ア 警察庁関東管区警察局

- (ア) 管区内各県警の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
- (イ) 他管区警察局及び警察庁との県警に関する事
- (ウ) 管区内防災関係機関との連携に関する事
- (エ) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
- (オ) 警察通信の確保及び統制に関する事
- (カ) 津波・噴火警報等の伝達に関する事

イ 総務省東海総合通信局

- (ア) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (イ) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- (ウ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- (エ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用電源車及び臨時災害放送局設備の貸与
- (オ) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- (カ) 非常通信協議会の運営に関する事

ウ 財務省東海事務所（静岡財務事務所）

- (ア) 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関する事
- (イ) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事

エ 厚生労働省東海北陸厚生局

- (ア) 災害状況の情報収集、連絡調整
- (イ) 関係職員の派遣
- (ウ) 関係機関との連携

オ 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署）

- (ア) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- (イ) 事業場等の被災状況の把握
- (ウ) 災害工事などにおける労働災害防止のための監督指導

カ 農林水産省関東農政局

- (ア) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- (イ) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (ウ) 食品の需要・価格動向の調査に関する事
- (エ) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- (オ) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (カ) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (キ) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- (ク) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- (ケ) ため池、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
- (コ) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- (サ) 被害農業者に対する金融対策に関する事

キ 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被害状況の把握

ク 林野庁関東森林管理局

- (ア) 国有林の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事
- (イ) 民有林直轄治山事業等の実施に関する事
- (ウ) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

ケ 経済産業省関東経済産業局

- (ア) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (イ) 被災中小企業の振興に関する事
- (ウ) 電気の安定供給に関する事

コ 経済産業省関東東北産業保安監督部

- (ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事
- (イ) 電気の安全確保に関する事

サ 国土交通省中部地方整備局

- (ア) 災害予防
 - ・所管施設の耐震性の確保
 - ・応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - ・起動力を生かした実践的な方法による防災訓練に実施
 - ・公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (イ) 初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
- (ウ) 応急・復旧
 - ・防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - ・路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ・所管施設の緊急点検の実施
 - ・市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

シ 国土交通省中部運輸局

- (ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う
- (イ) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う
- (ウ) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う
- (エ) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う

回輸送、代替輸送等の指導を行う

(オ) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動態勢の整備に努める

(カ) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する

(キ) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する

ス 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

(ア) 県知事に対して速やかに東海地震に関する情報及び津波予報の通報を行うこと

(イ) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）に利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情報を含む）等の発表又は通知並びに解説

(ウ) 地震観測施設の整備及び観測機器の保守

(エ) 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

(オ) 異常気象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

セ 国土地理院中部地方測量部

(ア) 災害応急対策の際の災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用

(イ) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用

(ウ) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用

(エ) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施

ソ 環境省関東地方環境事務所

(ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

(イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(ウ) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

タ 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

チ 防衛省南関東防衛局

(ア) 所管財産使用に関する連絡調整

(イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

(ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社

(ア) 郵便事業の運営に関すること

(イ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること

(ウ) 施設等の被災防止に関すること

(エ) 利用者の避難誘導に関すること

イ 日本赤十字社静岡県支部

(ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

(イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置

(ウ) 被災者に対する救援物資の配布

(エ) 義援金の募集

(オ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(カ) その他必要な事項

- ウ 日本放送協会（静岡放送局）
 - (ア) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する知識の向上
 - (イ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - (ウ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - (エ) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
- エ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
 - (ウ) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- オ 岩谷産業株式会社、アストモエネルギー株式会社、株式会社ジャパンエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社
 - (ア) LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地
 - (イ) 2次基地から充填所へのLPガスの配送
- カ 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- キ 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆総支社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - (イ) 復旧用資機材等の整備
 - (ウ) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- ク KDDI株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- ケ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- コ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - (ア) 要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - (イ) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
- (3) 自衛隊
 - ア 陸上自衛隊富士教導団ほか
 - (ア) 災害時における人命又は財産保護のための救護活動
 - (イ) 災害時における応急復旧活動
 - イ 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - (ア) 災害時における人命保護のための救助
 - (イ) 災害時における応急復旧活動
 - ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
 - (ア) 災害時における人命保護のための救助
 - (イ) 災害時における応急復旧活動
- (4) 指定地方公共機関
 - ア 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - (ア) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - (イ) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - (ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設

- の点検等災害防止措置の実施
- (エ) 燃料の確保に関する協力
- (オ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- イ 伊豆箱根鉄道株式会社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - (イ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- ウ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- エ 静岡県道路公社
 - (ア) 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検
 - (イ) 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備
 - (ウ) 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
- オ 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））
 - (ア) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送
 - (ウ) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための施設の整備
- カ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、一般社団法人静岡県助産師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - (イ) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - (ウ) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- キ 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路交差点等での交通整理支援
- ク 公益社団法人静岡県栄養士会
 - (ア) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - (イ) 避難所における健康相談に関する協力
- ケ 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 富士伊豆農業協同組合
 - (ア) 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除
 - (イ) 主食、野菜等の食料品、種もみその他の災害復旧用資材の供給確保
 - (ウ) 農林業関係被害状況等の情報の収集及び報告
 - (エ) 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員
 - イ 伊豆の国市商工会
 - (ア) 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など防災関係諸物質の安定的供給の確保
 - (イ) ガス、石油類等危険物の治安
 - (ウ) 被災商工業者の業務の正常運営の推進
 - (エ) 災害時における物価安定についての協力
 - (オ) 市が行う商工業関連の被害調査についての協力

- ウ 伊豆の国市消防団
 - (ア) 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - (イ) 災害時における住民の避難誘導及び救出、救助活動
 - (ウ) 予警報の伝達
 - (エ) その他災害現場の応急作業
- エ 伊豆の国市建設業協会
 - (ア) 災害時における行方不明者等の救出応援についての協力
 - (イ) 災害時における障害物除去及び応急・復旧対策についての協力
- オ 伊豆の国市上下水道協同組合
 - 災害時における資機材等の提供と協力
- カ 伊豆の国市観光協会
 - (ア) 宿泊施設、観光施設における防災上必要な教育、訓練の実施
 - (イ) 災害時における宿泊者及び観光客の救護
 - (ウ) 災害時における避難者の救護応援
- キ 伊豆長岡温泉旅館協同組合
 - 災害時の温泉入浴及び衛生水としての供給
- ク 株式会社F Mいずのくに
 - 災害情報その他の災害広報
- ケ 防災上重要な施設の管理者
 - (ア) 所管の施設に係る防災管理
 - (イ) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - (ウ) 当該施設に係る災害復旧
- (6) 伊豆の国市自主防災組織
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
 - オ 公民館における地区避難所運営
- (7) 南海トラフ地震防災対策推進計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 地震防災訓練の実施
 - イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
 - ウ 従業員等に対する防災教育及び広報
 - エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
 - オ 防災組織の整備
 - カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
 - キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
 - ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規則、施設、設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
 - ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。

第1節 防災思想の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、住民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

1 市職員に対する教育

市職員として行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。また、教育にあたっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活動等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 南海トラフ地震等の発生に関する知識
- (3) 南海トラフ地震等の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「伊豆の国市地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震対策
- (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報等の意義とこれらに基づきとられる措置
- (9) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (11) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (12) 地震対策の課題その他必要な事項

このうち（6）から（8）については、年度当初に各部・局当において、所属職員に対して必ず実施するものとする。また各部・局等は所轄事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより、所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育委方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

2 生徒等に対する指導

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

ウ 災害発生時において地域住民の一人として活動できるよう、地域での防災訓練への参加を促

進する。

(2) 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の習得の徹底を図る。

3 学校教育職員等に対する教育

市教育委員会は、「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（ダイジェスト版）」により、教職員に対して教育を行うものとする。

また、県で開催される研修会等に積極的に参加するよう促進する。

4 住民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェローやふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 南海トラフ地震等の基礎的な知識
- (イ) 南海トラフ地震等の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 南海トラフ地震に関する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本的知識
- (カ) 南海トラフ地震に関する情報の意義とこれらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ス) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (セ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- (チ) 安否情報の確認のためのシステム
- (ツ) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

イ 手段、方法

市広報誌・ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせた、より具体的手法により県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り後世に継承するため、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

住民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種講座、学級、教室、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての普及

市は各種団体に対して、研修会、講演会、資料の提供、ビデオテープ等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 相談窓口等

市は、それぞれの部署において所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総括的な事項及び建物等に関する事項の相談窓口は、危機管理課とする。

(5) ボランティア団体等の組織化の促進及び啓発

市は、社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。

5 観光事業者に対する指導

旅館・ホテル等は、常時不特定多数の旅行者をかかえている。そのため、地震発生時及び警戒宣言発令時に地震防災対策を迅速かつ的確な判断に基づき行動できるようにするため、従業員等に対して必要な防災教育をするよう指導する。なお、研修会等の開催については、市又は個々の自主性に基づいて行うものとする。

(1) 避難・誘導パンフレットの作成及び配布

宿泊施設内だけの避難誘導ではなく、安全に屋外に避難させ、避難地までの誘導が可能なパンフレットを観光協会や旅館組合が中心となって作成する。

(2) 防災訓練の実施

各事業者が個別に行うものと、市の防災訓練に参加して行うものとし、特に宿泊者等の避難誘導や初期消火に重点をおく。

(3) 防災資機材の整備

消防法で定められた資機材の定期点検を実施するとともに、救出救助に必要な資機材等を整備する。

(4) 不燃化・耐震化の推進

旅館・ホテル等の事業者は、施設の不燃化・耐震化に努めるとともに窓ガラス飛散防止等を行い、その安全性を確保する。

(5) 非常用食料や飲料水の備蓄

災害が発生し、帰宅の途が絶たれた場合2～3日は事業者や市で対応する必要がある。そのた

め、事業者も非常用の食料を備蓄するとともに、浄水器などの整備により飲料水の確保にも努めるものとする。

(6) 事業者相互間での受け入れ相互応援体制の検討

災害が発生し、帰宅の途が絶たれた場合、施設の状況により、事業者相互間で受入れ調整が可能になるような体制を旅館組合が中心となって検討する。

(7) 施設内の落下物・倒壊危険物対策

旅館・ホテル等には電話や自動販売機等の落下及び倒壊危険物があるため、各事業において安全点検を行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 観光客等の誘導サイン計画

市内に宿泊する観光客やその他観光施設に滞留する観光客の避難誘導を確実にするため看板等の設置を促進する。

(1) 避難地の案内看板の設置

避難地の案内看板の設置を促進するとともに、必要に応じ更新等整備を行う。

(2) 避難地までのブロック誘導看板の設置

観光客の主要滞留場所や施設において、現在地と避難地を示したブロック誘導看板の設置を行うとともに、必要に応じて更新整備を行う。

7 自衛隊との情報交換

陸上自衛隊第34普通科連隊等と定期的な情報交換を行い、相互の協力体制の理解を深める。

8 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2節 自主防災活動

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識を持ち、訓練を積み重ねることにより、防災対策を体で覚え、これを家族、地域、職場等で実践しなければならない。

さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、市は的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

1 住民の果たすべき役割

地震、津波の防災に関し、住民が果たすべき役割は極めて大きい。住民は自分たちの安全は自らの手で守る意欲をもち、平常時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害発生した場合の備えに万全を期する必要がある。(資料編地資2-2-1)

(1) 平常時から実施する事項

ア 地震防災に関する知識の吸収

イ 地域の危険度の理解

ウ 家庭における防災の話し合い

エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

- オ 石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火等火災予防措置の実施
 - カ 家屋の補強等
 - キ 家具その他転倒・落下防止、ガラスの飛散防止、倒壊危険物の対策
 - ク 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
 - ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活実需品の備蓄（食料・飲料水については、最低7日分）
 - コ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
 - サ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項
- 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心としておおむねの事項が実施できるようにする。
- ア 正確な情報の把握
 - イ 火災予防措置
 - ウ 非常持出品の準備
 - エ 適切な避難及び避難生活
 - オ 自動車の運転の自粛
- (3) 地震災害発生後に実施が必要となる事項
- ア 出火防止及び初期消火
 - イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - エ 自力による生活手段の確保

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市や消防団と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、映画会、講演会、研究会、集会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

イ 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても役員として又は組織の長の相談役、補佐役としてウ以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

ウ 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な自主防災組織の防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災行動の的確化を図る。

エ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ自主防災組織の防災計画などの定めておく。

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機

材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (ア) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (イ) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
- (ウ) 人材台帳
- (エ) 自主防災組織台帳

カ 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

キ 地区公民館の耐震補強等の促進

自主防災組織の活動拠点となる地区公民館は、大規模地震発生時、災害対策拠点及び地区避難所としての役割を果たすことになる。よって、必要に応じ耐震診断を実施し、耐震性を有しない場合には耐震補強等の促進を図るものとする。

ク 避難所の運営体制の整備

各市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。（資料編地資 2-2-2、2-2-3）

ケ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次の掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職場の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- (ア) 災害図上訓練（D I G）
- (イ) 避難所運営訓練
- (ウ) 情報の収集及び伝達の訓練
- (エ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (オ) 避難訓練
- (カ) 救出及び救護の訓練
- (キ) 炊き出し訓練

コ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

3 事業所等の果たすべき役割

一般対策編 第2章 第17節「事業所等の防災活動」に準ずる。

4 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県東部地域局と連携して地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意義を持ち、その地域に最も合った自主防災組織づくりを推進する。

(2) 防災委員制度

市は、自主防災組織の長が選任した防災委員を通じ、自主防災意識及び住民の防災対策の啓発活動の強化を図る。

(3) 地域防災指導員制度

市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。

市は、県と連携して、災害図上訓練（ＤＩＧ）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次にあげる活動を行う。

- ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- イ 個別指導等によるきめ細やかな自主防災活動の指導
- ウ 市の施策の広報や推進、普及協力
- エ 市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達
- オ 自主防災組織会長等の補佐、支援

(4) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する意識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に必要な資料を提供し、研修会を開催するとともに、県が開催する研修会等へも積極的に参加するよう推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織中核的リーダー研修	市・県	会長・副会長・班長等のリーダー	防災上の知識・技能の向上を図ることにより、単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動を育成する。
防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を習得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

(5) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備等を促進するため、「自主防災会活動事業費補助金交付要綱」に基づき、必要な助成を行う。

また、大規模地震発生時に自主防災組織の災害対策拠点及び地区避難所としての役割を果たす地区公民館の耐震化について、必要な助成を行う。

(6) 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であるので、自主防災組織の訓練に積極的に参加し、資機材の扱いの指導等を行い、消防団ＯＢが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流を積極的に図ることとする。消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第３節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。住民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮

した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 伊豆の国市

市は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練にあたっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

(1) 総合防災訓練（防災週間中の日曜日）

- ア 職員の動員（地震災害警戒本部設置基準のための要員招集）
- イ 南海トラフ地震に関連する情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報
- エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による受援活動
- オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- ク 消防、水防活動
- ケ 救出・救助
- コ 避難生活
- サ 道路啓開
- シ 応急復旧

(2) 地域防災訓練

- ア 12月第1日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 個別防災訓練

総合防災訓練及び地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることを鑑み、防災関係機関、報道機関等と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。また、訓練にあたっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ 防災業務の訓練

各課等はそれぞれ所掌する防災業務について単独または関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

エ 避難所運営に関する訓練（避難所運営ゲーム（HUG））

(4) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- ア 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。
- イ 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(5) 防災訓練の実施回数

- 総合防災訓練 年1回
- 地域防災訓練 年1回

個別防災訓練 年 1 回以上

(6) 防災訓練の広報

市が発行する広報誌や同時通報用無線を活用し、訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

- ア 組織動員
- イ 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
- ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策
- エ 関係機関との情報共有

(2) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
- イ 血液製剤の確保及び供給
- ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導

(3) 日本放送協会（静岡放送局）

- ア 組織動員
- イ 情報連絡
- ウ 放送送出
- エ 視聴者対応等

(4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の地震防災応急措置
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急措置
- ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急措置

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

- ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
- イ 地震防災応急対策
- ウ 災害復旧

(6) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）

- ア ガス供給停止等非常事態の確立
- イ 防災に関する整備、資機材等の確保、点検
- ウ 安全について需要家等に対する広報

(7) 伊豆箱根鉄道株式会社

- ア 乗客の避難
- イ 情報伝達

(8) 静岡県道路公社

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
- イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
- ウ 交通対策
- エ 緊急点検

(9) 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）・株式会社テレビ静岡（沼津支社）・株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）・株式会社静岡第一テレビ（東部支局）・静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））

- ア 組織動員

- イ 情報連絡
- ウ 視聴者対応等
- (10) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検
 - エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災の発生や建築物等の倒壊等による災害発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、県が令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として策定した、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (4) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- (5) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- (6) その他、地震災害時に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

(1) 危険物施設、少量危険物取扱所

県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。指導及び改善の確認等は、駿東伊豆消防本部が実施する。

(2) 高圧ガス（LPガスを含む）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導を進めるとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

(3) LPガス消費設備

LPガス容器については、鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

(4) 研究室、実験室当薬品類を保有する施設

次のような自然発火が生じないよう事前の措置を講ずるよう指導する。

- ア 可燃物と酸化剤の接触による発火
- イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

(5) 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、ホテル、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について指導を強化する。指導及び改善の確認等は、駿東伊豆消防本部が実施する。

(6) 石油ストーブ

耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

(7) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(8) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について、安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

(9) 防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
 - イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
- (2) 市は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
- ア 住民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
 - イ 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
 - ウ 建築主及び建築設計者等へ下記の内容について啓発する。

(ア) 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監督等の徹底

(イ) 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

(ウ) 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(3) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(4) 地区公民館の耐震化

自主防災組織等は、大規模地震発生時に災害対策拠点及び地区避難所としての役割を果たす地

区公民館について、また、市は、各自主防災組織等が行う地区公民館の耐震化の促進に対し、必要な指導及び助成等を行うものとする。

(5) コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

(6) 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、安全対策の実施を指導する。

(7) ブロック塀等の転倒防止

ア 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。又は、60 cm以下の高さとする。

イ 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

ウ 市は民間のブロック塀について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取り組みを進める。

エ ブロック塀安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、防災・安全交付金基幹事業）の対象となる道路（避難路）は、住宅や事業所から避難所や避難地等へ至る経路とする。

(8) ガラスの飛散防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(9) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

(10) 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定

市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

ア 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

イ 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止

について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等により、当該地域の危険性を広報する。急傾斜地調査又は防災パトロールの結果、危険が予想される箇所については、その所有者、管理者、占有者等に対し防護壁、その他必要な防災工事を施すよう予防措置についての指導を行うものとする。

(2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

地震発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、市及び県は当該構築物等の設置者に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策「避難計画策定指針」」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

イ 避難対象地区の指定

市長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。(資料編地資2-4-1)

ウ 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難ため避難地、避難路等の指定を行う。

(ア) 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一時避難地を指定する。(資料3-7-1、3-7-2)

エ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなかった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導体制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域等

(ア) 山・がけ崩れ危険予想地域図

市は、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

(イ) 住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

(ウ) 地震発生時

市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地(耐震性を有する屋内施設を含む)へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

ウ 救出技術の教育・救出活動の指導

(2) 自主防災組織・事業所等が実施すべき事項

ア 救出技術、救出活動の習得

イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は〈一般対策編 第2章 第22節 要配慮者支援計画〉に準ずる。

11 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (ウ) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (エ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (オ) 緊急物資集積所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

イ 住民(自主防災組織)が実施すべき事項

- (ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食材、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 水道の基幹施設の耐震化及び復旧資材の備蓄を行う。特に、配水管の改良等の事業を推進する。
- (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (ウ) 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水資器材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- (エ) 住民及び自主防災組織に対し貯水応急給水に関する指導育成をする。
- (オ) 工事業者等との協力体制を確立する。

イ 住民が実施すべき事項(家庭における貯水)

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

ウ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (ア) 応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備しておく。
- (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (ウ) ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

要施設の管理者等の行う措置は、一般対策編第3章第31節「重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画」に準ずる。

(4) 医療救護

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- (イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分に発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- (ウ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
- (エ) 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- (オ) 家庭救護の普及を図る。

イ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (ア) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
- (イ) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- (ウ) 担架、救急用品等の応急救護資機材を整備する。

ウ 住民が実施すべき事項

- (ア) 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医療品を準備する。
- (イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
- (ウ) 献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

ア 市が実施すべき事項

- (ア) し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- (イ) し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
- (ウ) 住民が行う防疫の指導をする。
- (エ) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。
- (イ) 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ

コ 防疫用資機材

サ 清掃用資機材

シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

ア 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

イ 市は、孤立するおそれのある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(9) 応急住宅

ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。建設産業の若手入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、災害廃棄物処理計画を定める。また、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備及び事前届出

災害時において、緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、市有車両等の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という）の所有者等は、その耐震性の向上及び地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

(1) 文化財等の耐震措置の実施

(2) 安全な公開方法、避難方法の設定

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前準備

(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

- (5) 文化財等の救出、復旧のための相互支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設の整備方針

南海トラフ地震等による災害から市土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要員をあらかじめ除去又は軽減すること
 - (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
 - (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること
- 各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り、総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

- (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型ポンプ等消防用施設の整備を図る。また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

- (2) 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

- (1) 避難地の整備

既成市街地の地域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難人口の規模に応じた一次避難地及び広域避難地の整備を図る。

- (2) 避難路の整備

避難路の整備として、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

- (3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の

円滑化を図る。

(4) 共同溝、電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を受け入れるための施設について、各事業者と調整を行いつつ整備を図る。

(5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）の整備について県と協議し、整備を要望していく。

(2) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、県と連携し、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するための整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、またトイレ施設等の整備も図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

南海トラフ地震による災害から市土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

ア 事業の目的

地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

イ 整備の水準

「消防水利の基準」に基づき、防火水槽、消火栓を配備するとともに、消防ポンプ自動車及び可搬式小型ポンプの更新等を行う。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
消防施設整備事業	消防ポンプ自動車 可搬積載車 耐震性防火水槽・貯水槽 消防団拠点施設整備 可搬式小型動力ポンプ	

(2) 通信施設の整備

ア 事業の目的

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生後には、電話のふくそう、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑に実施するため必要無線通信施設の充実を図る。

イ 整備の水準

市と防災関係機関及び災害応援協定締結市町村等との間における情報伝達手段の確保を図るために衛星携帯電話及び災害時優先電話を、市と自主防災組織、教育施設、避難所等との間における情報伝達手段の確保を図るためにデジタル行政無線（固定系）及びデジタル戸別受信機の整備を図る。また、市のホームページ、メール配信、LINE等の活用、情報伝達手段の多様化について図るものとする。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
災害対策事業	(1) 衛星携帯電話及び災害時優先電話の整備 (2) デジタル行政無線（固定系）及びデジタル戸別受信機の整備 (3) デジタル技術を活用した情報伝達手段の多様化	(1) 市（災害対策本部） (2) 自主防災組織（地区公民館）、教育施設、避難所等 (3) 住民等

(3) 医療設備の整備

ア 事業の目的

発災後における医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院及び救護所等の診療機能の維持を図るため必要な医療資機材、備品の整備を図る。

イ 整備の水準

医療、救護活動を円滑にするため、備蓄された医薬品の更新や実態に応じた追加をするとともに医療器械備品の整備を図る。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
医薬品備蓄事業	医薬品及び医療器械備品	

(4) 水道施設の整備

ア 事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するため、水道施設の整備を促進する。

イ 整備の水準

応急給水に必要な水源を確保するために配水池を整備する。また、給水を円滑にするため引き続き一部石綿管の布設替及び老朽管の布設替を行い、耐震性を高める。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
水道事業	石綿管及び老朽管の布設替管の耐震強化 配水池の耐震補強	

(5) 下水道施設の整備

ア 事業の目的

下水道施設の被害を防止し、耐震地においても下水道機能を維持するため、下水道施設の整備を図る。

イ 整備の水準

下水道の流下能力を確保するため、重要な幹線管渠の耐震化を図る。また、液状化による下水道施設の浮き上がりを防止するため、既存施設の改修を図る。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
下水道事業	管渠の耐震化 既存施設の液状化対策	

2 避難地・避難路の整備

地震時に住民の生命の安全確保のため、住民を被災地から安全な避難地へ避難させることは重要である。そのため、避難地及び避難路の地震に対する安全性の向上を図る。

(1) 避難地の整備

ア 事業の目的

避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の向上、避難地周辺の危険解消を図る。

イ 整備の水準

避難人口の規模に応じた広域避難地を確保することを目途に整備を行う。

(2) 避難路の整備

ア 事業の目的

避難路の整備として、避難時間の短縮、看板の落下防止や自動販売機の転倒防止など、避難路の安全性を向上し避難の円滑化を図る。

イ 整備の水準

広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について、拡幅改良、老朽橋の架け替え等の整備をする。

(3) 避難計画の策定

避難地、避難路の整備に合わせ、現有の施設能力を生かした避難計画を策定し、上記の「(1) 避難地の整備」「(2) 避難路の整備」を進め、その時点での実情に合った避難計画に更新していくものとする。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

ア 事業の目的

緊急輸送路として、避難所等応急活動拠点を相互に連絡する市道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。また、第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路アクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）に関しては県と協議し整備を要望していく。

イ 整備の水準

大規模地震により大きな被害が予想される道路及び市管理の橋梁の整備を行う。

4 災害の防止事業

伊豆の国市は急傾斜地崩壊や地すべり等の危険性が高い。ここでは、特に山崩れ、地すべりの防止事業について示す。

(1) 山崩れ・地すべり等の防止

ア 事業の目的

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される地すべり土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

イ 整備の水準

土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について、危険区域の指定を進めるとともに、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討「静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「伊豆の国市地域防災計画」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編 第3章災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画」及び「地震対策編 第4－2章地震防災応急対策 第1節防災関係機関の活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制（事前配備体制） 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「伊豆の国市地域防災計画」に基づき、「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編 第2章災害予防計画 第7節通信設備等整備改良計画 第3章災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画」及び「地震対策編 第4－2章地震防災応急対策 第1節防災関係機関の活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制（第1次配備体制） 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係る事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編 第3章災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画 第5節災害広報計画」及び「地震対策編 第4－2章地震防災応急対策 第2節情報活動 第3節広報活動」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき機関等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるがゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を取るものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「伊豆の国市地域防災計画」に基づき「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制を執るものとする。

情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「一般対策編 第2章災害予防計画 第7節通信施設等整備改良計画 第3章災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画 第5節災害広報計画」及び「地震対策編 第4－2章地震防災応急対策 第2節情報活動 第3節広報活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害対策本部 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関

する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編 第3章災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画 第5節災害広報計画」及び「地震対策編 第4－2章 地震防災応急対策 第2節情報活動 第3節広報活動」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震は発生、または、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）にたいして警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 警備対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、警察に対して次の事項を重点として、措置を依頼するものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供にあたっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

6 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

7 交通

(1) 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動については、警察を通じ、地域住民等に周知するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規則等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき期間においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等あつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第４－２章 地震防災応急対策（発災前の対策を含む）

南海トラフ地震臨時情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「南海トラフ地震臨時情報発表時」という）から南海トラフ地震臨時情報が発表されるまでの間又は南海トラフ地震臨時情報が解除されるまでの間、並びに南海トラフ地震臨時情報が発せられてから南海トラフ地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、住民、自主防災組織、防災関係機関等が実施する応急対策について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報は、観測された現象が南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令直ちににつながるものではなく、また南海トラフ地震臨時情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、住民等への迅速・性格な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市・防災関係機関等は、できる限り住宅等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や、南海トラフ地震臨時情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節 防災関係機関の活動

南海トラフ地震臨時情報発表時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

１ 伊豆の国市

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

（１）防災体制の確保

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、南海トラフ地震臨時情報等発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて伊豆の国市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という）を迅速に設置できるよう準備する。

（２）応急対策の内容

市が南海トラフ臨時情報発表時に実施する応急対策は、県が南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する応急対策を参考に、地域の実情に応じて定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

ア 南海トラフ地震臨時情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

ウ 南海トラフ地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請

ク 駿東伊豆消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設

コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備

サ 県への要請・報告等、県との応急対策活動の連携

（ア）必要に報じ、応急対策の円滑な実施のための県職員の派遣等必要な事項を要請する。

- (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
- (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) 消防・水防期間の措置
 - ア 駿東伊豆消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
 - イ 消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保
 - ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

- (1) 伊豆の国市地震災害警戒本部の設置（資料編地資 4－1－1）
 - 市長は、警戒宣言が発せられたときは、伊豆の国市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という）を設置する。
- (2) 所掌事務
 - ア 市警戒本部は、概ね次の事項を実施する。
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - (イ) 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - a 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という）に対し、地震防災対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - b 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。
 - c 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告する。
 - (ウ) 避難指示又は警戒区域の設定
 - (エ) 駿東伊豆消防職員及び消防団員・水防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
 - (オ) 消防、水防等の応急措置
 - (カ) 避難者等の救護
 - (キ) 緊急輸送の実施
 - (ク) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣隊の受入
 - (ケ) 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
 - (コ) 自主防災組織活動の指導、連携
 - (サ) その他地震防災上の措置
 - イ 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。
 - (ア) 駿東伊豆消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる
 - a 情報の収集と伝達
 - b 消火活動、救助活動の出動態勢の確立
 - c 地域住民への避難指示の伝達
 - d 出火防止のための広報
 - (イ) 消防団、水防団
 - a 情報の収集と伝達
 - b 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - c 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - d 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - e 住民の避難誘導
 - f 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - g 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - h 救助用資機材の確保準備

i その他状況に応じた防災、水防活動

(3) 職員の配備

警戒宣言が発令された場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された場所において防災業務につくものとする。

2 防災関係機関

【南海トラフ地震臨時情報発表時等】

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める南海トラフ地震臨時情報発表時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- (2) 利用者に対する南海トラフ地震臨時情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 南海トラフ地震応急対策活動要請等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定地方行政機関
 - ア 総務省東海総合通信局
災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
 - ウ 農林水産省関東農政局静岡県拠点
 - (ア) 政府所有食料の倉庫別在庫数量の把握
 - (イ) 応急食料の緊急引渡準備及び業者指導
 - (ウ) 災害対策用乾パンの調達準備
 - エ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 - (ア) 施設対策等
 - a 河川管理施設等の対策等
 - b 道路施設対策等
 - c 電気通信施設等対策等
 - (イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - (ウ) 他機関との協力
 - (エ) 広報
 - オ 国土地理院中部地方測量部
関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る
 - カ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - (ア) 県知事に対する南海トラフ地震臨時情報と解説
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報等の照会に対する応答と解説
 - (ウ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社

- (ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難指導
- (イ) 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報
- (ウ) 郵便物、施設等の被災防止

イ 日本赤十字社静岡県支部

- (ア) 医療救護班の派遣準備
- (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備
- (ウ) 救護物資の配布準備
- (エ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

ウ 日本放送協会（静岡放送局）

- (ア) 地震に関する情報の迅速な伝達
- (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ・ラジオによる防災放送

エ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続
- (ウ) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

オ 岩谷産業株式会社、アストモエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

- (ア) LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地
- (イ) 2次基地から充填所でのLPガスの配送

カ 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

キ 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

- (ア) 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
- (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店及び協力会社等に対し動員準備を要請
- (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し、対策を促進
- (エ) 電気による災害の予防広報の実施
- (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
- (カ) 工具、車両、発電機車、変圧器車及び食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

ク KDDI株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

ケ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力、一般社団法人全国中小建設業協会

(3) 指定地方公共機関

ア 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）

- (ア) 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
- (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

イ 伊豆箱根鉄道株式会社

- (ア) 南海トラフ地震情報の伝達
- (イ) 列車の運行規制
- (ウ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

ウ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

エ 静岡県道路公社

- (ア) 道路情報板等による情報伝達
- (イ) 交通規制の実施
- (ウ) 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立

オ 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））

- (ア) 報道特別番組の編成
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
- (ウ) 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

カ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、一般社団法人助産師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会

- (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
- (イ) 救護班の派遣又は派遣準備

第2節 情報活動

南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 伊豆の国市

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達、周知

- ア 県から通知される南海トラフ地震臨時情報等の受理については、勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、原則として当直者等在庁職員又は守衛が行う。なお、市警戒本部が設置された後は、市警戒本部が行うものとする。
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報は、防災行政無線、電話、同時通報用無線、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

(2) 地震防災に関する情報の収集及び伝達

南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・適格な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ア 避難の状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- オ 情報の変容、流言等の状況
- カ 住民生活、社会、経済活動の状況
- キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- ク 消防（水防）団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

(3) 静岡県地震災害警戒本部等に対する報告

南海トラフ地震臨時情報発表時から南海トラフ地震臨時情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）等への報告は、県警戒本部東部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 市において南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

(1) 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達

県から伝達される南海トラフ地震臨時情報の受理については、受信方法、受領者を別にあらかじめ県に届けるものとする。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集方法

各機関においては、南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

イ 警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

南海トラフ地震臨時情報及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 伊豆の国市

(1) 広報事項

市は、南海トラフ地震臨時情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

主な広報事項は次のとおりである。

ア 南海トラフ地震臨時情報の内容と意味

イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ 家庭において実施すべき防災対策

エ 自主防災組織に対する防災活動の要請

(2) 広報の実施方法

ア 防災行政無線

(ア) 一般住民等には原則として同時通報用無線による。

(イ) 消防団及び自主防災組織には防災行政無線を併用する。

イ 広報車

(ア) 公用車のうち放送設備のあるもの。

(イ) 消防団の消防ポンプ自動車及び可搬ポンプ式小型動力ポンプ積載車

(ウ) その他

ウ テレビ・ラジオ

市長は、地震防災応急対策上重要な広報について、テレビあるいはラジオを通じて行う必要があると認めたときは、県及び報道機関に対して、県警戒本部東部方面本部を経由し協力を要請できる。

エ その他

- (ア) 自主防災組織による伝達
- (イ) 県に対する広報の要請
- (ウ) インターネットによる配信
- (エ) メール（エリアメール含む）による配信

2 防災関係機関

(1) 広報事項

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。

主な広報事項は次のとおりである。

- ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(2) 広報の実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法によりそれぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ
警戒宣言
- (2) ラジオ、テレビ
南海トラフ地震臨時情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (3) 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車
主として市域内の情報、指示、指導等
- (4) 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (5) 自主防災組織を通じての連絡
主として市からの指示、市道、救助措置等
- (6) サイレン、半鐘
警戒宣言が発せられたことの伝達
- (7) インターネット
地域の情報・指示・指導等
- (8) デジタルサイネージ
地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

南海トラフ地震臨時情報発表時から南海トラフ地震臨時情報が解除されるまでの間において、市が南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・適格に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・適格に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食糧等の確認
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受信を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に南海トラフ地震臨時情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかけ
- (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時に、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- (2) 情報の収集・伝達
ア 市からの南海トラフ地震臨時情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
イ 南海トラフ地震臨時情報等をテレビ、ラジオ、インターネットで入手するよう努める。
ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- (3) 初期消火の準備
可搬式小型動力ポンプ等初期消火器材の点検と準備態勢をとる。
- (4) 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
ア 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
イ 落下等防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
ウ 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
エ 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
オ 病院・診療所の外来診療
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
- (6) 避難活動
ア 避難行動
① 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。
② 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。
③ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒が

発生られたときに市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

- (エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

- (ア) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
(ウ) 食料・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。

(7) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、インターネット、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことが無いように努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に起なうための準備について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時においては、緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 伊豆の国市

(1) 緊急輸送活動の方針等

ア 市の地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。

イ 緊急輸送対策の基本方針

- (ア) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
(イ) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料等の確保について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
(ウ) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じて県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

ウ 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (ア) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
(イ) 緊急の措置を要する患者
(ウ) その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
a 食料
b 日用品等
c その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 輸送体制の確立

ア 輸送の方法

(ア) 陸上輸送

県が指定した緊急輸送路により必要な輸送を行う。

(イ) 航空輸送

知事に対し、県及び県警察のヘリコプターによるほか、航空輸送のための自衛隊の地震防

災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポート（資料編 3-19-1）を活用する。

イ 輸送手段の確保

次により輸送手段の確保を図る。

- (ア) 市有車両の活用
- (イ) 民間車両等の借上げ
- (ウ) 県に対する自衛隊地震防災派遣要請の要求
- (エ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

(3) 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、市警戒本部において必要な調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

- 第 1 順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第 2 順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
- 第 3 順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第 6 節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急活動を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

1 伊豆の国市

(1) 派遣要請の要求手続き

市長は、県警戒本部東部方面本部を通じて、知事に対し、以下の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 支援を要請する事項

- ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- イ 地震発生直前の航空写真の作成
- ウ 特定の緊急患者の移送
- エ 防災要員等の輸送

(3) 地震防災派遣部隊の連絡及び受入れ

- ア 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- イ 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部東部方面本部と緊密な連絡調整を行う。

第 7 節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という）は、警戒宣言が発せられた時は、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難計画を定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にたつては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるにあたっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 市が、地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することが出来るものとする。なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を定めておくものとする。

イ 避難対象地区の住民等が避難を実施するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地まで距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

オ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

(2) 避難のための指示

ア 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難指示」を行うものとする。

イ 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、行政無線、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行う者とする（資料編 3－4－6）。また、警察官、消防団に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。なお、市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

ウ 避難に関しての周知事項

市（消防機関及び水防団も含む）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、南海トラフ地震臨時情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

(ア) 避難対象地区の地区名

(イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

(ウ) 避難経路及び避難先

(エ) 避難する時期

(オ) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

(3) 警戒区域の設定

ア 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第 26 条において準用する災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2 の（3）に準じて周知を図る。

イ 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の

措置をとる。また、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

(4) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を県が定めた「避難計画策定指針」により作成し、地域住民、施設利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする（資料編地資 2-2-2）。避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

(5) 避難状況の報告

ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は所轄警察署を通じて次にあげる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあたっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

(ア) 避難の経過に関する報告 — 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む）
- b 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- c 市等に対する要請事項

(イ) 避難完了に関する報告 — 避難完了後、速やかに行う。

- a 避難地名
- b 避難者数
- c 必要な救助・保護の内容
- d 市等に対する要請事項

イ 市は、避難状況について県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

市は、南海トラフ地震臨時情報発表時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。（資料編地資 2-2-3）

(1) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活する者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

- (ア) 自主防災組織で定める自宅付近の安全な空地や公共地を避難地とする。
- (イ) 応急居住スペースは、自主防災組織が避難地にビニールシート、テント、天幕等で準備することを原則とする。
- (ウ) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、南海トラフ地震臨時情報は発表されてから解除されるまで、又は発せられるまでの期間も、要配慮者等の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

エ 避難地の運営

- (ア) 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、避難地を運営する。
- (イ) 避難地には情報伝達及び避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難地の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるものとし、要配慮者、男女ニーズの違い等男女双方の視点、女性や子どもの安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (エ) 自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (オ) 観光客を避難地に誘導した場合は、観光事業者も担当者を避難地に派遣し、人員の確認等運営に係わる。

第8節 社会秩序を維持する活動

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

1 予想される混乱

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱

2 伊豆の国市

(1) 混乱の防止

市長は、南海トラフ地震臨時情報に伴い各種の混乱の生ずる恐れがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施する。

(2) 物資、物価対策

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表中において、社会状況に応じ市警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ県に対し「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づく措置を要請し、物資の円滑な供給を確保する。

3 防災関係機関

(1) 伊豆中央警察署の実施事項

伊豆中央警察署は、南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、次の活動を行うものとする。また、発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施するものとする。

ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要に応じて臨時交番を設置して防犯活動を行う。

イ 犯罪情報の収集を行う。

ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。

- エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期するよう措置する。
なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

(2) その他の防災関係機関の実施事項

防災関係機関は、秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、南海トラフ地震臨時情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 道路交通の確保対策

(1) 運転者のとるべき措置

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

- ア 走行中の車両は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により南海トラフ地震臨時情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- ア 走行中の車両は次により行動する。
 - (ア) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、南海トラフ地震臨時情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
 - (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。なお、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。
- イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

南海トラフ地震臨時情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼び掛ける。
- イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるため、道路管理者との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。

ウ 交通規制に際しては、伊豆中央警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 市の実施事項

ア 避難路、緊急輸送路を確保するための広報

(ア) 車両の走行自粛

(イ) 避難路、緊急輸送路からの車両の待避

イ 道路啓開の準備

避難路、緊急輸送路における閉そく状況等を調査し、物件の所有及び占有者等に対して除去等の指示に努めるものとする。除去を指示する物件は次のとおりとする。

(ア) 道路上及び沿道に駐車してある自動車、オートバイ、自転車等

(イ) 沿道にある不安定な構築物及び工事用仮設足場等

(ウ) その他路上に放置されている物件及び危険な事態の発生するおそれのある物件

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出及び確認の手続きについては、別に定める。

第 10 節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保護に関する活動又はその準備について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

- (1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備態勢の確保を要請する。
- (2) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- (3) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (4) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 市は、搬送拠点の立上げの準備、搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (6) 住民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 警戒宣言発令時に市及び防災関係機関がとる措置

ア 伊豆の国市

(ア) 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の提供が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

(イ) 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。

(ウ) 緊急物資の提供協定を締結した物資保有者の在庫を必要に応じて確認する。

(エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

イ 防災関係機関

(ア) 農林水産関東農政局静岡県拠点

a 県の要請に基づき、米穀卸売業者に米を緊急売却する。

b 県の要請に基づき、乾パンの調達を行う。

c その他食料等の確保又は確保準備措置を講ずる。

(イ) 日本赤十字社静岡県支部

地震発生後、速やかに救護物資の配布ができるよう県トラック協会（東部支部）等の協力を求めて配布の準備を行う。

ウ 自主防災組織及び住民

自主防災組織等は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、緊急物資、非常持出品の整理、搬出を行う。

エ 観光事業者

観光事業者は、宿泊客や観光施設利用者のために、備蓄物資の点検、確認等を行い、周囲の住民の状況を考慮して配分する。

(3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、住民がそれぞれ確保することを原則とするが、発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対し緊急物資の調達を行うものとする。

2 飲料水等の確保

市及び住民は、地震発生後における飲料水等を維持するため、次の事項を実施する。

(1) 伊豆の国市

ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 自主防災組織及び住民等

ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水1人1日3リットルを基準に概ね世帯人員の3日以上を可能な範囲で貯水する。

イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

(3) 観光事業者

ア 宿泊客等に対応するため、可能な範囲で貯水する。

イ 施設内の応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

市及び住民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市及び自主防災組織等は、南海トラフ地震臨時情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア 伊豆の国市

- (ア) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (イ) 救護所の設備及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (ウ) 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (エ) 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (オ) 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。
- イ 救護班、救護所の設置準備
 - (ア) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、補助員をもって編成し、救護所に派遣する。
 - (イ) 救護所は、原則として資料編表（3-14-3）救護所一覧表の駐車場に設置する。
- (2) 防疫及び保健衛生活動
 - ア 伊豆の国市
 - (ア) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。
 - (イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
 - イ 自主防災組織
 - 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。
- (3) 廃棄物処理（伊豆の国市）
 - ア し尿処理
 - (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
 - (イ) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
 - (ウ) し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
 - (エ) し尿収集者の緊急車両手続きを準備する。
 - イ 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理
 - (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
 - (イ) 仮集積場の確認を行う。
 - (ウ) ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節 市有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、住民等の日常の社会生活等に支障をきたさない範囲内で、地震防災対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 市の実施事項

- (1) 無線通信施設等
 - 警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、南海トラフ地震臨時情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。
 - ア 通信施設（予備電源を含む）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
 - イ 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
 - ウ 災害現場からの映像通信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
 - エ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。
- (2) 公共施設等
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時において、河川、ため池、道路、砂防、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。
 - また、南海トラフ地震臨時情報発表時には、市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や

災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を伊豆の国市建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

ア ため池及び用水路

警戒宣言発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的な措置を講ずる。

イ 道路

道路利用者に対して、パトロールカー、道路情報標示装置等により、南海トラフ地震臨時情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的な措置を講ずる。

ウ 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的な措置を講ずる。

エ 工事中の公共施設、建築物、その他

南海トラフ地震臨時情報発表と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的な措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

オ 災害応急対策上重要な建物等

本庁舎、支所庁舎及びその他の災害応急対策上重要な建物について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

カ 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

ア ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。なお、消火活動に使用する用水路については通水、または増水を行うよう指示する。

イ 道路

(ア) 車両の走行自粛の呼びかけ及び南海トラフ地震臨時情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

(イ) 緊急交通路及び幹線道路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

(ウ) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

(エ) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(オ) 幹線道路における障害物除去に努める。

ウ 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

エ 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

オ 災害応急対策上重要な建物等

本庁舎、支所庁舎及びその他災害応急対策上重要な建物等について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

カ 水道用水供給施設

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(3) コンピュータ・システムについては、南海トラフ地震臨時情報発表時から準備を進めるととも

に、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置

南海トラフ地震臨時情報発表時において、住民の生活に密接に関係のある防災関係機関が住民の生活を確保し、又は安全を確保するために講ずる措置を示す。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、住民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響について配慮するものとする。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

1 水道（市）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令時に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社）

電力の供給を継続するとともに、南海トラフ地震臨時情報や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

3 LPガス（一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部））

ガスの供給を継続するとともに、南海トラフ地震臨時情報や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）・株式会社NTTドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

5 放送（日本放送協会・民間放送機関）

南海トラフ地震臨時情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

6 市内金融機関等

金融機関及び保険会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、南海トラフ地震臨時情報の発表を顧客等に周知する。また、発表時の営業の停止の周知、稼働する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

7 鉄道（伊豆箱根鉄道株式会社）

(1) 列車の運転規制等

旅客列車については、運行を継続する。

(2) 旅客等に対する対応

南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき及び準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

8 バス

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して南海トラフ地震臨時情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

(3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

(1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して南海トラフ地震臨時情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また発表後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 病院・診療所

(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあたっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施することができる。

(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者を他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

11 百貨店・スーパー等

(1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するため、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して南海トラフ地震臨時情報の発表を周知する。また、発表後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

1 水道（市）

(1) 飲料水の供給は継続する。

- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社）

- (1) 電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

3 LPガス（一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部））

- (1) LPガスの施設の安全措置を実施する。
- (2) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事の準備を行う。

4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）・株式会社NTTドコモ東海支社）

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して継続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5 放送（日本放送協会・民間放送機関）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、南海トラフ地震臨時情報等の正確・迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6 市内金融機関等

(1) 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ）の払戻し業務を除くすべての業務の営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障を生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの転倒掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社の営業

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。
- イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において営業停止等を行う営業店舗等をポスターの転倒掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
- ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道（伊豆箱根鉄道株式会社）

- (1) 列車は原則として指定駅に停止させ、乗客を避難させる。
- (2) 旅客等に対する対応
 - ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
 - イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市が定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 負傷者等については、可能な範囲で応急手当てに努め、保護を要する旅客等の対応については、関係機関と協議し措置することとする。

8 バス

- (1) バスには、営業所・出張所等から南海トラフ地震臨時情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。
- (2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

- (1) 避難指示又は警戒区域が設定された地域については、円滑な避難を図るため必要な交通規制を行う。
- (2) 避難指示又は警戒区域が設定された地域から当該地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (3) 避難指示又は警戒区域が設定された地域での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。
- (4) 走行車両は低速走行する。

10 病院・診療所

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

11 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

- (2) 顧客に対して南海トラフ地震臨時情報発表、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、南海トラフ地震臨時情報発表時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備・機器等の転倒防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策が実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設において

は、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 発表時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

(1) 病院・診療所

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 【南海トラフ地震臨時情報発表時】 10 病院・診療所〉に準ずる。

【警戒宣言発令時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 【警戒宣言発令時】 10 病院・診療所〉に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

- ア 発表後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- イ 発表後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- ウ 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業することができる。また、営業の維持に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- ウ 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

発表時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の破壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事項（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 7 鉄道、8 バス〉に準ずる。 【南海トラフ地震臨時情報発表時】

【警戒宣言発令時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 7 鉄道、8 バス〉に準ずる。 【警戒宣言発令時】

5 学校・幼稚園・保育所

市教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策や地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は、保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所の指定の有無等を考慮するものとする。生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法、・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

生徒等が在校・在園（所）中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所へ避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

(2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な準備を開始する。

(3) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。

6 社会福祉施設

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 **【南海トラフ地震臨時情報発表時】** 5 放送〉に準ずる。

【警戒宣言発令時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 **【警戒宣言発令時】** 5 放送〉に準ずる。

8 その他の施設又は事業

(1) 道路

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等に講ずる生活及び安全確保の措置 **【南海トラフ地震臨時情報発表時】** 9 道路〉に準ずる。

【警戒宣言発令時】

〈第4－2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 **【警戒宣言発令時】** 9 道路〉に準ずる。

(2) ガス事業

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 地震臨時情報発表時〉 3 LPガス〉に準ずる。 【南海トラフ

【警戒宣言発令時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 警戒宣言発令時〉 3 LPガス〉に準ずる。 【警戒宣言発

(3) 水道事業

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 地震臨時情報発表時〉 1 水道〉に準ずる。 【南海トラフ

【警戒宣言発令時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 警戒宣言発令時〉 1 水道〉に準ずる。 【警戒宣言発

(4) 電気事業

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 地震臨時情報発表時〉 2 電力〉に準ずる。 【南海トラフ

【警戒宣言発令時】

〈第4-2章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置 警戒宣言発令時〉 2 電力〉に準ずる。 【警戒宣言発

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の南海トラフ地震臨時情報発表時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報発表時地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、〈第4章 第12節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策〉の規定に準ずる。

(1) 学校

- ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
- イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(2) 社会福祉施設

入居者の移送又は家族等への引渡し方法

(3) 水道用水供給施設

警戒宣言に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設並びに設備の整備及び点検
- (7) 防災訓練及び教育、広報

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、〈第4章 第13節 地震防災
応急計画を作成すべき施設・事業所の対策〉の規定に準ずる。

- (1) 学校
 - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
 - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (2) 社会福祉施設
 - 入居者の移送又は家族等への引渡し方法
- (3) 水道用水供給施設
 - 溢水等による災害予防措置

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域な被害が予想されると同時に、東日本大震災でみられたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 伊豆の国市

(1) 市災害対策本部の設置

市長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、伊豆の国市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という）を設置する。

(2) 事務の継続性の確保

市災害警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(3) 市災害対策本部の実施事項

市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 南海トラフ地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

(4) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する

ア 駿東伊豆消防本部

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 地域住民等への避難指示の伝達
- (エ) 火災予防の広報

イ 消防団、水防団

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 一時避難地の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難地への誘導

- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援
- (5) 職員の動員（配備）
 - ア 職員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちにあらかじめ指定された場所に参集し、災害応急対策にあたる。
 - イ 職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに各情報班長に報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 防災関係機関に準ずる

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社

(ア) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策の実施

- a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- b 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- c 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- d 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

(イ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

イ 日本赤十字社静岡県支部

- (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (ウ) 被災者に対する救援物資の配布
- (エ) 義援金の募集
- (オ) 協力奉仕者の連絡調整

ウ 日本放送協会（静岡放送局）

- (ア) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
- (イ) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (ウ) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

エ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 防災関係機関の重要通信の優先確保
- (イ) 被害施設の早期復旧
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

オ 岩谷産業株式会社、アストモエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

- (ア) LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地
- (イ) 2次基地から充填所へのLPガスの配送

カ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸(株)水鬼会社、西濃運輸株式会社

緊急輸送車両の確保及び運行

- キ 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社
 - (ア) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - (イ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
- ク KDD I 株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- ケ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- コ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - 要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
- (3) 指定地方公共機関
 - ア 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - (ア) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - (イ) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
 - イ 伊豆箱根鉄道株式会社
 - 災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
 - ウ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）
 - 協会加盟事業所からの緊急運行車両の確保及び運行
 - エ 静岡県道路公社
 - (ア) 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
 - (イ) 緊急輸送路のための応急復旧
 - (ウ) 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
 - (エ) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
 - オ 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））
 - あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
 - カ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、一般社団法人静岡県助産師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - (イ) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人看護協会を除く）
 - (ウ) 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
 - (エ) 助産支援要請に伴う活動（一般社団法人静岡県助産師会）
 - キ 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
 - ク 公益社団法人静岡県栄養士会
 - (ア) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - (イ) 避難所における健康相談に関する協力
- (4) 公共的団体
 - ア 富士伊豆農業協同組合
 - 食料及び緊急物資の調達に対する協力
 - イ 伊豆の国市商工会
 - 食料及び緊急物資の調達に対する協力

- ウ 伊豆の国市建設業協会
人命救助、道路整備、倒壊家屋の撤去等の活動に必要な重機の提供と協力
- エ 伊豆の国市観光協会
 - (ア) 観光事業者の被害状況のとりまとめ
 - (イ) 観光客及び観光施設の被害のとりまとめ
- オ 伊豆長岡温泉旅館協同組合、大仁温泉旅館組合、保養所
 - (ア) 組合員の被害状況のとりまとめ
 - (イ) 宿泊客の被害のとりまとめ
 - (ウ) 事業者間相互の受入れ体制の確認
- カ 株式会社FMいずのくに
災害情報その他の災害広報

第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を促進することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市、県間の情報活動の緊密化
 - ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と方面本部、方面本部と市災害対策本部各相互間のルートの基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
 - イ 市災害対策本部は、情報活動の緊密化のため、派遣される伊豆中央警察署の警察官及び県災害対策本部東部方面本部職員の受入れを行う。
- (2) 情報活動の迅速的確化
災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部課等を別に定める。また、勤務時間外及び休日においても第1報を的確に把握するため、宿・日直による24時間体制で行うものとする。
- (3) 市又は防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子図上に一元化するシステムであるSIP4D）（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めるものとする。

2 情報の内容等

- (1) 地震情報等の受理、伝達、周知
 - ア 県災害対策本部から通知される地震情報等の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部、若しくは危機管理課）において受理する。
 - イ 地震情報等は、庁内放送や同時通報用無線、市ホームページ、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。
- (2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
 - ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。
なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
 - (ア) 被害状況
 - (イ) 避難指示又は警戒区域設定状況
 - (ウ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
 - (エ) 物資の価格、役務の対価動向
 - (オ) 金銭債務処理状況及び金融動向

- (カ) 避難所の設置状況
- (キ) 避難生活の状況
- (ク) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (ケ) 応急給水状況
- (コ) 観光客等の状況

イ 地域派遣市職員、消防団、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集、伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

(3) 防災関係機関

ア 地震情報等の収集及び伝達

市災害対策本部から伝達される地震情報等の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ市に届けるものとする。

イ 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

収集すべき情報の主なものは次のとおりである。

- (ア) 被害状況
- (イ) 災害応急対策実施状況
- (ウ) 復旧見込み等

3 情報の収集

(1) 伊豆の国市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、県防災行政無線、市防災行政無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(2) 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

4 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

(1) 県防災行政無線

主として、県との情報伝達に用いる。

(2) その他の無線及び電話等

ア 市防災行政無線

主として、市災害対策本部と消防団、自主防災組織、避難所、防災関係機関との情報伝達に用いる。

イ 同時通報用無線（個別受信機及び防災ラジオを含む）

住民等への伝達

ウ 防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報のほか、パーソナル無線、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話・無線電話等あらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

(3) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合、情報を県東部方面本部を通じて報道機関に提供し、ラジオ、テ

レビを用いて周知を図る。

(4) 自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(5) 広報車等の活用

市有の広報車を活用し伝達するとともに、市内にバイクによる情報伝達体制を構築し、非常時に稼働できるよう検討していく。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 県災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県が「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県災害対策本部（県東部方面本部を経由）に対し報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へも、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告するものとする（資料編3-4-8）。この場合において、消防庁官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする。

（消防庁応急対策室）

平日（9：30～18：15）

電 話 03-5253-7527

F A X 03-5253-7537

上記以外 電 話 03-5253-7777

F A X 03-5253-7553

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、県が「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに県災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 災害応急対策実施状況

第3節 広報活動

市と県及び報道機関、防災関係機関との協力体制を定め、住民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 伊豆の国市

(1) 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起
 - イ 地震情報等
 - ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
 - エ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
 - オ 自主防災組織に対する活動実施要請
 - カ 民心安定のための住民に対する呼びかけ
- (2) 広報実施方法
- ア 同時通報用無線、地区別有線放送、コミュニティFM、SNS、広報車の活用
 - イ 消防団、自主防災組織等を通じての連絡
- (3) 県に対する広報の要請
- 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う

2 防災関係機関

- (1) 広報事項
- 広報事項は、県が定める「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。
- ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
 - イ 災害応急対策状況及び復旧の見込み
- (2) 広報実施方法
- 広報は、防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人それぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動をおこなうよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ・テレビ
知事、市長の放送要請事項
- (2) ラジオ・テレビ
地震情報等、交通機関運行状況等
- (3) 同時通報用無線（個別受信機及び防災ラジオを含む）、有線放送、コミュニティFM、メール配信（エリアメール含む）、LINE、広報車
主として市内の情報、指示、指導等
- (4) 消防団及び自主防災組織を通じての連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘
火災の発生の通報
- (6) 印刷物、市ホームページ
市内外の情報

第4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 伊豆の国市

(1) 緊急輸送対策の基本方針

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

特に、市内のヘリポート予定地については、速やかに緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

イ 緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を優先に行うことを原則とする。

ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

(2) 緊急輸送の対象等

ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者

イ 医療、助産その他救護等のため緊急輸送を必要とする者

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資

エ り災者を受け入れるため必要な資機材

オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

カ その他市長が必要と認めるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成にあたっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

ア 陸上輸送体制

(ア) 輸送路の確保

a 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

b 市災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。

c 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

(イ) 輸送手段の確保

緊急輸送は、各関係機関の協力を得て次の車両により行う。市長は、市内において輸送手段の調達ができない場合、又は市外から輸送を行う場合で必要があるときは、県又は災害における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

a 市有車両

b 運送業者等の車両

c 自衛隊の車両

d 他の防災関係機関の車両

(ウ) 物資集積場所及び要員の確保

a 市の緊急物資集積場所は別に定める。(資料編地資 5-4-1)

b 緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を派遣する。

イ 航空輸送体制

(ア) 輸送施設の確保

a ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。(資料編 3-19-1)

b 市は、あらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を把握し、県災害対策本部東部方面本部に報告する。

c 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

(イ) 輸送の手段

緊急輸送は、各関係機関等の協力を得て行う。

(ウ) 緊急物資集積場所及び要員の確保

市は緊急物資集積場所を確保するとともに、必要に応じて連絡調整にあたるため、市職員を派遣する。

ウ 燃料確保対策

(ア) 自動車の燃料

a 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等を締結した協定に基づき確保に努める。

b 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

エ 輸送の調整等

(ア) 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市災害対策本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

(イ) 災害救助に基づく実施事項

災害救助法適用に基づく市の実施事項については一般対策編による。

2 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

第5節 広域応援要請

広域激甚な災害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要を示す。

災害発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間に協定締結も考慮する。

1 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市の地域に係わる災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の相互応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

この場合、応援をもとめられた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を行うものとする。

なお、市は災害時の応援協定について、各部署の業務等を通じ交流を持つ市町村と締結することを促進するものとする。

3 民間団体等に対する応援協力の要請

(1) 応援協力要請の対象となる民間団体等

- ア 女性団体、商工団体、農業団体、市赤十字奉仕団体等
- イ 大学、専修学校、高校等の学生・生徒

(2) 応援協力要請の時期及び要請事項

市長は、必要があると認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請するものとする。

- ア 応援協力を要請する人員
- イ 作業内容
- ウ 作業場所
- エ 集合場所
- オ その他応援協力要請に関し必要な事項

(3) 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的実施方法は、一般対策編による。

4 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

5 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、「自衛隊法」第83条第1項に基づき知事に対し支援を要求する事項等を記した上で派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請の要求事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他市長が必要と認める事項

(2) 災害派遣要請の要求手続き

知事に対する要求は、県災害対策本部東部方面本部を経由し、次の事項を明示した要請書により行う。

ただし、緊急を要する場合には県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書に

より要求する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

- ア 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。
- イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整の取れた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
- ウ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。(資料編3-25-1)

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、県及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対し派遣部隊の撤収を要求する。

(5) 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として市が負担するものとする。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災組織及び住民等が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害、土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。

1 消防活動

(1) 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

- ア 住民、自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。(資料編2-9-1)
- ウ 駿東伊豆消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するため、市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 駿東伊豆消防本部及び消防団の活動

ア 火災発生状況等の把握

駿東伊豆消防本部消防長を、消防団は水防団員をそれぞれ指揮し、市内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び伊豆中央警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- イ 消防活動の留意事項

駿東伊豆消防本部消防長及び消防団長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の

事項に留意し、消防活動を指揮する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

(イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、自主防災組織と連携して住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(エ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(オ) 他市町、他県よりの応援は、自力での消防活動が困難な場合とし、市長は駿東伊豆消防組合管理者を通じ要請する。

(3) 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む）の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びL Pガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等、異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

L Pガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関に駆け付ける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、L Pガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防署員又は消防団員が到着したときは、消防署員又は消防団員の長の指揮に従う。

(5) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、L Pガス容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブを閉止し及び電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震時よる洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織及び水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。（水害対策編）

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要とする区域の居住者に対し、避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を伊豆中央警察署長に通知する。

イ 水防管理者、水防団長（消防団長）又は駿東伊豆消防本部消防長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し、応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば知事に対し応援を求める。

(ウ) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、伊豆中央警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

イ 市長は、必要があるときは次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間その他応援に必要な事項

3 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 県は、救出活動に関する応援について、市町間の総合調整を行う。

エ 市は、市内における関係機関による救出活動について相互調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は、〈第5章 第5節 広域応援要請〉の定めるところにより行う。

キ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 市の役割

ア 職員を動員し、負傷者等を救出する。

イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を取って地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 市

ア 建築物

市は、地震建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県への判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 住民

ア 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 住民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 災害危険区域の指定

市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき、災害危険区域に指定する。

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、居住の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

第 7 節 避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

ウ 避難対策の周知にあたっては、住民においては避難の際は自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、地震に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は〈本編 第 2 節 情報活動〉に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、地震に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は〈本編 第 3 節 広報活動〉に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

- (ア) 市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。
- (イ) 警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- (ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

イ 指示の内容

避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 避難指示が出された地域名
- (イ) 避難路及び避難先
- (ウ) 避難時の服装、携行品
- (エ) 避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

市長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線、有線放送、広報車等により放送するほか、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

- (ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (イ) 警察官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないときは市長に通知する。
- (ウ) 知事は、災害発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長、警察官は協力し、住民等の定居の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。
- (イ) 市長、警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため市職員（消防団員を含む）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(6) 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

ア 要避難地区で避難を要する場合

- (ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域
 - a 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ避難する。
 - b 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という）は集合場所を中

心に組織をあげて消火、救出、救護、情報活動を行う。

c 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方式により一次避難又は広域避難地へ避難する。

(イ) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

イ その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、出火予防措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(7) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(8) 避難地における業務

ア 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集

(イ) 地震に関する情報の伝達

(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動

イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

(9) 避難状況の報告

〈第4章 第7節 避難活動 1 避難対策 (5) 避難状況の報告〉に準ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。避難所の運営にあたっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者の特性に配慮し、居室・トイレ等の衛生環境の保持に努めるものとする。（資料編3-7-1）

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

a 学校、体育館、公民館等の公共の建築物

b あらかじめ協定した民間の建築物

c 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む）

(ウ) 安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。

- (エ) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。
- (オ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。
- (カ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。

ウ 福祉避難所、２次的避難所

市は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。

また、市は福祉避難所を事前に指定し、公示するとともに、避難した要配慮者の支援にあたる人材の確保に努める。

県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、県の締結した協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。この避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として７日以内の期間を受入れ、健康を回復させることを目的とした２次的避難所である。

エ 設置期間

市は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

オ 避難所の運営

- (ア) 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。
- (イ) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。
また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子どもの安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (エ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- (オ) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- (カ) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (キ) 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- (ク) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

カ その他

災害救助法に基づく市の実施事項は、一般対策編に準ずる。

第８節 社会秩序を維持する活動

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を定める。

1 住民に対する呼びかけ

市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

2 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る）

(1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り検査を実施する。

3 県に対する要請

市長は、社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

4 警察に対する要請

市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めたときは、伊豆中央警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

(1) 不法事態に対する措置

(2) 銃砲、刀剣類に対する措置

(3) 地域安全情報の伝達

第9節 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

1 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとりべき措置

(1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

(2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

2 地震が発生したときの自動車運転者のとりべき措置

(1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制がおこなわれている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限され

ることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するために指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても同様とする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制がおこなわれている道路の区間以外の場所

(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場合

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らの措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 情報収集

市は、県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

4 陸上交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般の車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (3) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規則の適切な運用を図る。
- (4) 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるような措置を行う。

5 交通規制の実施

(1) 初動の措置

ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規則を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による高速規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急輸送路当の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送にあてる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県警察は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

(3) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 警察官の措置命令

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、「自衛隊法」第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを明示、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第 50 条第 1 項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き

ア 確認事務処理、受付、手続き等は別に定める。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第 33 条第 2 項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の普及及び仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、市、自主防災組織、住民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(1) 緊急物資の調達計画量

市は、別に定める各品目の必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市の実施事項

ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。

イ 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達又はあつせんを要請する。

(ア) 調達又はあつせんを必要とする理由

(イ) 必要な緊急物資の品目及び数量

(ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組の協力を求め、公平の維持に努める。

エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

オ 「災害対策基本法」に基づく市の実施事項は、一般対策編に準ずる。

(3) 住民及び自主防災組織の実施事項

ア 緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

(4) 日本赤十字社静岡県支部の実施事項

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 給水活動

(1) 市の実施事項

ア 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

イ 市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

(ア) 給水を必要とする人員

(イ) 給水を必要とする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- (2) 住民及び自主防災組織の実施事項
 - ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。
 - イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
 - ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
 - エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。
- (3) 観光事業者の実施事項
 - ア 地震発生後3日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。
 - イ 事業用の飲用に適する井戸等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

3 燃料の確保

- (1) 市の実施事項
 - ア 市は炊き出しに必要なL Pガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。
 - イ 市長は、炊き出しに必要とするL Pガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。
 - (ア) 必要なL Pガスの量
 - (イ) 必要な器具の種類及び個数
- (2) 住民及び自主防災組織の実施事項

地域内のL Pガス販売事業者等の協力を得て、使用可能なL Pガス及び器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

- (1) 医療救護活動の基本方針
 - ア 市は、市内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的にできる施設を当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
 - イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、市単独では対応できない事態に対応する。
 - ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を航空機により被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム8救護班）受入れによる治療を実施する。
 - エ 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。
 - オ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
 - カ 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽傷患者の振り分け（以下「トリアージ」という）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
 - キ 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救護医療情報

システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。

ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

(2) 救護所及び救護病院の活動等

ア 救護所

(ア) 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

(イ) 活動

- a 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- b 軽症患者の処置、必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- c 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配
- d 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- e 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- f その他必要な事項

イ 救護病院

(ア) 設置

市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

(イ) 活動

- a 医療救護対象者の重症度・軽症度の判定・選別（トリアージ）
- b 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- c 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- d 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- e 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入れ状況等の報告
- f その他必要な事項

(3) 市の実施事項

市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。

イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。

ウ 傷病者の受入れにあたっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入れ状況等の把握に努め、必要な調整を行う。

エ 救護所、救護病院の受入れ状況等の把握のため職員を配置する。

オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。

カ 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

(ア) 必要な救護班数

(イ) 救護班の派遣場所

(ウ) その他必要事項

キ 被害状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(4) 住民及び自主防災組織の実施事項

ア 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。

イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 し尿処理

(1) 基本方針

し尿処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、伊豆の国市災害廃棄物処理計画により迅速・適正に処理する。

(2) 市の実施事項

- ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- イ 仮設便所等のし尿の収集、処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- ウ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

(3) 住民及び自主防災組織の実施事項

- ア 下水道施設等の被災に伴い、水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
- イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

6 廃棄物（生活系）処理

(1) 基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、伊豆の国市災害廃棄物処理計画により迅速・適正に処理する。

(2) 市の実施事項

- ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、収集体制を住民に広報する。
- イ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(3) 自主防災組織の行う処理活動

- ア 地域ごとに住民が搬出する災害ごみ臨時集積所を住民に周知する。
- イ 災害ごみ臨時集積所のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 住民の行う処理活動

- ア ごみの分別、搬出については市の指導に従う。
- イ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

7 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を伊豆の国市災害廃棄物処理計画により迅速・適正に処理する。

災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努め、広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う者とする。

災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

また、市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(2) 市の実施事項

- ア 災害廃棄物処理対策組織の設置
市内に災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
- イ 情報の収集
市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。
 - (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況

- (イ) ごみ処理施設等の被災状況
- (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況
- ウ 発生量の推計
収集した情報を基に災害廃棄物の発生量を推計する。
- エ 仮置場、仮設処理場の確保
推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
- オ 処理施設の確保
中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
- カ 関係団体への協力の要請
収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
- キ 災害廃棄物の処理の実施
県が示す処理指針に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
- ク 解体家屋の撤去
解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
- (3) 企業の実施事項
自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
また、市から、災害廃棄物の処理について協力要請があった場合は、積極的に協力する。
- (4) 住民及び自主防災組織の実施事項
ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。
イ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

8 防疫活動

- (1) 市の実施事項
ア 市長は、知事の指示により必要な防疫活動を行う。
イ 県から法第 31 条に基づく生活用水の供給の制限又は禁止の旨が出された場合には、使用者に対し生活用水の供給を行う。
ウ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
エ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延防止、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- (2) 住民及び自主防災組織の実施事項
飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
- (3) 関係団体の実施事項
飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

9 遺体の捜索及び措置

- (1) 基本方針
ア 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引きに基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
イ 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
ウ 市地域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、警察等は遺体の捜索及び措置

に協力する。

エ 市は、あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。

オ 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

(2) 市の実施事項

ア 遺体の搜索

市職員、消防署員が発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体収容施設

(ア) 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

(イ) 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- a 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- b 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- c 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- d 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- e 遺体への搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

ウ 遺体の処置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元の確認をした後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引取人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

オ 県への要請

市長は遺体の搜索、措置、火葬について、市が対応できないときは、次の事項を明らかにして、県へ要請する。

- (ア) 搜索、措置、火葬に必要な職員数
- (イ) 搜索が必要な地域
- (ウ) 火葬施設の使用可否
- (エ) 必要な輸送車両の台数
- (オ) 遺体措置に必要な器材、資材の数量
- (カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

カ 「災害救助法」に基づく市の実施事項は、一般対策編による。

(3) 住民及び自主防災組織の実施事項

行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

10 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯

等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急住宅の確保

(ア) 建設型応急住宅の建設

a 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

b 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借り上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

(ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

(イ) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

(ア) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

(イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(イ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が生じないように努める。

ク 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん要請

(ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

a 応急仮設住宅の場合

- (a) 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- (b) 設置を必要とする住宅の戸数
- (c) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (d) 派遣を必要とする建築業者数
- (e) 連絡責任者
- (f) その他参考となる事項

b 住宅応急修理の場合

- (a) 被害世帯数（半焼、半壊）
- (b) 修理を必要とする住宅の戸数
- (c) 修理に必要な資機材の品目及び数量
- (d) 派遣を必要とする建築業者数
- (f) その他参考となる事項

(イ) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者、又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請す

る。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住居等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

11 ボランティア活動への支援

(1) 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受け入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

(2) 市の実施事項

ア 市災害ボランティアセンターの設置、運用

- (ア) 市は、市災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。
- (イ) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。
- (ウ) 市は、随時情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

イ ボランティア活動拠点の設置

- (ア) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- (イ) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ウ ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 11 節 学校における災害応急対策及び応急教育

小、中、高、特別支援学校（以下、この章において「学校」という）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。

また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。

なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

(1) 災害応急対策

計画の作成及び実施にあたっては、生徒等の在校時、登校時、在宅時等の別や学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア 学校の防災組織と教職員の任務

イ 教職員動員計画

ウ 情報連絡活動

エ 生徒等の安全確保のための措置

オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の整備

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

キ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状があらわれてくることが懸念されるため、学校は生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

第 12 節 被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付け等の援助を迅速に行い、保護を図る。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、県（健康福祉センター）はこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次実効のある当面の措置を講ずる。

2 市又は県が実施する事項

- (1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん
- (2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

3 市又は県が民間の協力を得て実施する事項

- (1) り災者に対する生活相談

ア 実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）
イ 相談の種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談
ウ 協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関
- (2) り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

ア 実施機関	県（健康福祉センター）
イ 協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
ウ 貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第 7 条に規定する額
- (3) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

ア 実施機関	
(ア) 児童	県、市
(イ) 18 歳以上	市
イ 協力機関	
(ア) 児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
(イ) 18 歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
ウ 対象	り災身体障害者
エ 交付等の内容	
(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付	
(イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付	
(ウ) り災身体障害児者の更生相談	
- (4) 義援金の募集及び配分

ア 実施機関	県、市
イ 協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
ウ 募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。

- エ 配分方法 関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。
- (5) 義援品の受入れ
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

4 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

- (1) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 社会福祉協議会（県、市）
 - イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
 - ウ 貸付額 「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額

第13節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 防災行政無線施設

- (1) 同時通報用無線施設
基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。
- (2) 防災行政無線
遠隔制御器等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに措置を講じ、移動局との通信を確保する。また、県防災行政無線についても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう県災害対策本部東部方面本部に要請する。

2 公共施設等

- (1) 道路
 - ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡
道路管理者相互に連携し、パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 応急措置の実施、二次災害の防止
県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし、う回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
 - ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
- (2) 河川
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 応急措置の実施、二次災害の防止
従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

- ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施
施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧の伝達を実施する。
- エ 住民等への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民に対して情報の伝達を実施する。
- (3) 砂防、地すべり及び急傾斜地、液状化地帯
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 応急措置の実施、二次災害の防止
二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
 - ウ 資機材の確保、応急工事の実施
二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
 - エ 住民等への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。
- (4) ため池及び用水路
 - ア 被害状況の把握
ため池及び用水路の被害状況を調査する。
 - イ 応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請
施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示（緊急）等必要な措置をとるとともに、迅速に応急措置を講ずる。
- (5) 危険物保有施設
発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な応急措置を講ずる。
- (6) 水道用水供給施設
 - ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
 - イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。
- (7) コンピュータ
 - ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
 - イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。
- (8) 災害応急対策上重要な庁舎等
 - ア 被害状況の把握
庁舎管理者は、本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
 - イ 緊急措置の実施
施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第 14 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

1 水道（市）

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

- (3) 配管の仮設等による応急給水に努める。
- (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社）

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

3 L P ガス（一般社団法人静岡県 L P ガス協会（東部支部））

- (1) L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (2) L P ガスの施設の安全点検を実施する。
- (3) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (4) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

4 通信

- (1) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等の運用、臨時公衆電話を設置する。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。
 - (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (2) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸し出しに努める。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

5 市内金融機関等

- (1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申し合わせを行い、次の措置を講ずる。
 - ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実効等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

6 道路

- (1) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- (4) 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は県公安委員会に対し、応急復旧工事の実施を要請する。

7 鉄道（伊豆箱根鉄道株式会社）

- (1) 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

8 放送（日本放送協会（静岡放送局）、民間放送会社（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支店）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継改善を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

第 15 節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前 2 章に定めるもののほか、次のとおりとするが、平常時対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (3) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震に関する情報及び避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮す

る。

- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

- (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

- (5) 水道、電気及びガス事業

ア 水道（市）

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ 電気

火気等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等について利用者への広報に配慮する。

ウ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報に配慮する。

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定のめどが立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動並びに防災関係機関の活動については、市災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 伊豆の国市震災復興本部

(1) 設置

ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定のめどが立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、伊豆の国市震災復興本部（以下「市復興本部」という）を設置する。

イ 市復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営にあたっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 所掌事務

市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 市震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 静岡県震災復興基金への協力

オ 被災者の経済的支援及び相談窓口の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

(3) 市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

(4) 市防災会議の開催等

ア 市復興本部が設置された場合、必要に応じ市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。

イ 招集される市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判断した範囲の者とする。

ウ 市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。

(5) 震災復興対策会議

ア 市長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。

イ 震災復興対策会議の構成及び運営は別に定める。

ウ 市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。

(6) 他市町村等に対する応援要請

市長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の市町村長等とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

2 静岡県警察（伊豆中央警察署）

(1) 社会秩序を維持する活動

〈第4章 第8節〉及び〈第5章 第8節〉に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

(2) 交通の確保対策

〈第5章 第9節 交通の確保対策〉に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

防災関係機関が復旧・復興対策として実施する主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 防災関係機関に準ずる

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社

(ア) 被災地あて救助用郵便の料金免除

(イ) 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分

(ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(エ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(オ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

イ 日本赤十字社静岡県支部

(ア) 義援金の募集及び義援金配分委員会への参加

(イ) 協力奉仕者の連絡調整

ウ 日本放送協会（静岡放送局）

(ア) 復旧・復興の時節に応じ混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

(イ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

(ウ) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

(エ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

エ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

(ア) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、実用に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

(ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

オ 岩谷産業株式会社、アストモエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

(ア) LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地

(イ) 2次基地から充填所へのLPガスの配送

カ 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行

キ 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

(ア) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ

他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

(ウ) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

ク 一般社団法人日本建設業連合会中部支部

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

ケ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

ア 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

イ 伊豆箱根鉄道株式会社

(ア) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

(ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

ウ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

エ 静岡県道路公社

(ア) 直轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

(ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

オ 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））

(ア) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

(イ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

(ウ) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

(エ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

カ 公益社団法人静岡県栄養士会

(ア) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

(イ) 避難所における健康相談に関する協力

キ 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2節 激甚災害の指定

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、

県知事に報告する。

- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参加が図られるよう努めるものとする。

1 計画策定の体制

市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市総合計画との調整を図るものとする。

4 計画の公表

計画策定後は新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- ウ その後

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(1) 市の実施事項

ア 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

イ 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

(2) 防災関係機関

ア 状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

イ 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限

り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(1) 市の実施事項

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

ウ 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

(2) 防災関係機関

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 市の復興

被災した地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 市復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、市復興計画を策定する。

2 市の復興

市内の市街地・農山村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される地区を緊急復興地区として抽出する。

(3) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(4) 市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した市復興基本計画を策定する。

(5) 復興都市計画案の作成及び事業実施

緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

(6) 復興まちづくり支援事業の実施

住民全体の復興まちづくりを行うために、建築復興アドバイザーを要請し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、住民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うと共に、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(2) 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議する。

(3) 災害公営住宅等の供給

ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定有料賃貸住宅のストックの活用を図る。

(4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の支援

被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び各種被災者支援に関する制度の運用により支援する。

(1) 市の実施事項

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【県への報告】

(ア) 死亡者数

(イ) 負傷者数

(ウ) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

(ア) 氏名、生年月日、性別

(イ) 住宅又は居所

(ウ) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況

(エ) 援護の実施の状況

(オ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

イ リ災証明の発行

(ア) リ災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にリ災証明を発行する

(イ) リ災証明調査窓口を設置し、再調査の希望を対応する

ウ 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う

エ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する

オ 義援金の募集等

(ア) 市への義援金を受けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する

(イ) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する

カ 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う

(3) 社会福祉協議会

生活福祉資金と災害援護資金の貸付けを、被災世帯を対象に実施する

(4) 義援金募集・配分委員会（仮称）

ア 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する

イ 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する

4 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する

5 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入

所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

市広報誌等を活用し、市債関連情報の広報・PRを行う。

7 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活をおくれるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(1) 相談窓口等の開設

ア 発災後の相談にニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

イ 相談員等の設置にあたり、必要に応じ、県に対して相談委員の派遣を要請する。

(2) 相談窓口等の業務の遂行

ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(3) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的にした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため。総合的できめ細やかな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況調査に協力する。

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業を対象とした支援

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

第7章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。

市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 関係各部課の職員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制を執る。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等、災害に関する会議等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害警戒本部体制（第1次配備体制） 左記情報が発表された旨を周知し、各部課で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制を執る。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害対策本部体制（第2次・第3次配備体制） 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対応を実施する体制を執る。 災害対策本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他のつぎの措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要因の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。